

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額					確定法人税割額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		確定申告翌年 度と異なる見込 納付額		既還付請求利子 割額が過大であ る場合の納付額		中間納付額の 歳出還付額		現事業年度 分調定額		法人税割 調定額		均 等 割					合 計		⑫ うち当該年度に均等割に 充当した利子割額	⑬ 当該年度に発生した歳出 還付額	⑭ うち利子割に係る額	⑮ の 件 数		
	事業年度数		税 額			事業 年 度 数	事 業 年 度 額	事 業 年 度 額	事 業 年 度 額	事 業 年 度 額	前 年 度 に 収 入 し た も の	当 該 年 度 に 収 入 し た も の	①+②-③ +④+⑤+ ⑥+⑦	⑧+⑨	納 税 義 務 者 数					調 定 額	⑩+⑪											
	確定申告の あったもの	うち決定した もの	確定申告のない もの	確定申告のない もの	確定申告のない もの										資 本 金 等 の 額																	
						総 数	五 十 億 円 超	十 億 円 超 五十 億 円 以下	一 億 円 超 十 億 円 以下	一 千 万 円 超 一 億 円 以下	左 記 以 外	⑩																				
普 通 法 人	本 県 本 店 分	639		155,794		199	64,983	190	55,443		3,017		149,271	2,602	151,873	637	5	9	47	232	344	33,737	185,610									
	うち通算 及び連結分	21		36,314		18	17,291	13	8,771		282		28,076		28,076	21	2	2	7	7	3	3,520	31,596									
	他 県 本 店 分	3,066	1	491,631	25	1,601	204,549	1,696	182,830		36,800		506,737	13,008	519,745	3,037	461	272	543	897	864	719,361	1,239,106									
	うち通算 及び連結分	310		85,660		251	64,230	273	43,597		21,927		86,954	8,596	95,550	305	119	53	71	34	28	150,885	246,435									
	県内法人	18,211	53	9	378,796	12	25	3,071	125,632	3,170	137,597		20,292	411,078	8,842	419,920	18,017	3	11	122	2,473	15,408	462,250	882,170								
	うち通算 及び連結分	72		65,592		44	22,315	45	32,558		672		76,507	15	76,522	70	1	3	16	26	24	6,225	82,747									
	計	21,916	53	10	1,026,221	12	50	4,871	395,164	5,056	375,870		60,109	1,067,086	24,452	1,091,538	21,691	469	292	712	3,602	16,616	1,215,348	2,306,886								
	うち通算 及び連結分	403		187,566		313	103,836	331	84,926		22,881		191,537	8,611	200,148	396	122	58	94	67	55	160,630	360,778									
	特別法人	734		28,174									28,174	489	28,663	729	14	20	48	162	485	46,373	75,036									
	うち通算 及び連結分	1		567									567		567	1	1					800	1,367									
公益法人等	486	1	12,014	2								12,014	3	12,017	486	3					483	11,271	23,288									
寮等のみを有する法人																2				1	1	70	70									
人格なき社団等	216	1	128	2									128	3	131	216					216	4,394	4,525									
清算法人	391		46		5	12							45	508	553	139			1	9	129	4,508	5,061									
特定信託																																
法人課税信託																																
合 計	23,743	55	10	1,066,583	16	50	4,876	395,176	5,056	375,870		60,120	1,107,447	25,455	1,132,902	23,263	486	312	761	3,774	17,930	1,281,964	2,414,866									
うち通算 及び連結分	404		188,133		313	103,836	331	84,926		22,881		192,104	8,611	200,715	397	123	58	94	67	55	161,430	362,145										

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和5年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち通算及び連結分」の各欄には、通算法人（法人税法第2条第12の7の2号に規定する通算法人をいう。）及び連結申告法人（令和2年度改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各事業年度の法人税額及び連結事業年度の個別帰属法人税額（令和2年度改正前の法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書した。この場合において「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人等をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人										県 内 法 人				合 計	
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ⑦	法人税割額 ⑧	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ⑤+⑦	法人税割額 ⑥+⑧
	法人 数	事業年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①	法人税割額 ②	法人数	事業年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ③	法人税割額 ④	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①+③ ⑤	法人税割額 ②+④ ⑥						
電気供給業			千円	千円			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円
資本金1億円以上の法人					28	28	881,473	15,815	881,473	15,815	10	10	2,409,034	42,123	3,290,507	57,938
資本金1億円未満の法人	8	8	12,891	523	10	10	144,760	2,084	157,651	2,607	145	146	155,973	2,383	313,624	4,990
ガス供給業											4	4	91,262	1,576	91,262	1,576
生命保険業					20	20	1,962,621	26,611	1,962,621	26,611					1,962,621	26,611
損害保険業					11	11	839,302	13,271	839,302	13,271					839,302	13,271
少額短期保険業																
貿易保険業																
倉庫業	2	2	39,543	677	4	4	4,336	86	43,879	763	26	26	254,057	4,525	297,936	5,288
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	6,313	139	6,313	139	3	3	8,032	125	14,345	264
銀行業	2	2	647,215	3,975	11	11	2,199,636	41,344	2,846,851	45,319	1	1			2,846,851	45,319
証券業					3	3	60,951	1,642	60,951	1,642	5	5	1,880	19	62,831	1,661
製造業					17	17	2,165,721	36,034	5,287,704	106,542	22	22	1,699,620	17,652	9,153,045	160,228
資本金1億円以上の法人					72	73	639,665	10,602	924,731	17,354	1,370	1,381	2,265,751	37,365	3,830,147	65,321
資本金1億円未満の法人					4	4	82,390	1,496	2,510,952	49,961	4	4	72,551	205	2,665,893	51,662
建設業					94	94	493,020	8,997	421,227	7,420	4,120	4,154	7,286,444	97,326	8,200,691	113,743
運輸・通信業					3	3	61,766	1,380	827,328	19,541	5	5	63,558	1,423	952,652	22,344
資本金1億円以上の法人					41	42	159,161	2,886	258,901	4,732	660	667	662,347	10,049	1,080,409	17,667
資本金1億円未満の法人					15	15	1,606,296	30,441	4,717,177	89,697	13	13	232,657	1,781	6,556,130	121,919
卸売・小売業、飲食店業					173	173	1,597,071	28,536	3,066,676	56,706	4,751	4,787	4,467,903	66,235	7,534,579	122,941
その他の金融・保険業					1	1	1,800	16	260,432	4,466	3	3	31,532	663	293,764	5,145
資本金1億円以上の法人					3	3	26,476	506	59,420	1,091	275	278	205,306	3,162	264,726	4,253
資本金1億円未満の法人					26	26	469,145	8,815	469,145	8,815	6	6	34,558	765	503,703	9,580
不動産業					24	24	115,757	2,457	201,072	3,980	1,358	1,368	947,853	11,974	1,148,925	15,954
サービス業					7	7	493,525	9,423	2,494,972	42,366	28	28	407,087	7,305	3,395,584	59,094
資本金1億円以上の法人					156	156	686,901	12,623	1,788,881	34,288	4,443	4,469	6,594,234	91,877	9,070,016	138,788
資本金1億円未満の法人					1	1	30,397	266	135,955	2,665	2	2	117,635	1,554	283,987	4,485
上記以外の事業					13	13	66,678	1,035	40,307	628	826	829	1,389,890	19,833	1,496,875	21,496
合 計	637	639	8,926,273	151,873	3,047	3,066	27,824,968	519,745	36,751,241	671,618	18,080	18,211	29,399,164	419,920	66,150,405	1,091,538

- (注) 1 令和5年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
- 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和5年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
- 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和5年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。
- 4 「法人税割額」欄には、令和5年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。
- 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

資本金別	区分	法人数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出法人税割額 ①	県民税の特 定寄附金 税額控除額 ②	税額控除 超過額 相当額 の加算額 ③	外国関係会社 等に係る控除 対象所得税額 等相当額又は 個別控除対象 所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理に 基づく控除額 ⑥	利子割 額の控除額 ⑦	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑧	差引法人税割額		うち超過 課税相当額	うち 通算及び 連結分	うち 通算及び 連結分
			①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦- ⑧	⑧													
300万円未満		3,493	4	1,407,762	345	22,329							22,329	3	5,022		
300万円以上1,000万円未満		9,533	8	4,700,797	13,477	58,951	20	1		8			58,924	302	12,025	74	
1,000万円		2,884	14	3,908,307	96,651	69,070	59						69,011	2,134	22,246	775	
1,000万円超5,000万円未満		2,348	18	10,958,870	1,167,064	199,407	791		73				198,543	27,009	78,143	11,929	
5,000万円以上1億円未満		389	17	4,500,249	601,054	116,007	1,284		1				114,722	13,381	49,167	5,845	
1億円		75	7	2,405,374	844,506	110,204	619		8				109,577	18,277	48,307	8,116	
1億円超10億円未満		60	13	4,617,440	2,362,481	138,101	353		217				137,531	48,916	61,125	21,741	
10億円						13,261	2		4				13,255	4,475	5,891	1,989	
10億円超50億円未満		10	2	3,391,924	1,345,968	83,716	114		112				83,490	13,128	37,102	5,835	
50億円						2,932	6		4				2,922	832	1,298	370	
50億円超100億円未満						44,669	211		126				44,332	528	19,703	234	
100億円以上		4	3	1,304,010	686,382	166,424	609		3,598				162,217	55,699	71,770	24,755	
保険業法に規定する相互会社						9,962	12		582				9,368	2,882	4,164	1,281	
合計		18,796	86	37,194,733	7,117,928	1,035,033	4,080	1	4,733				1,026,221	187,566	415,963	82,944	
内訳	県内法人	18,170	65	24,621,279	3,676,742	379,041	240	1	6				378,796	65,592			
	分割法人	626	21	12,573,454	3,441,186	655,992	3,840		4,727				647,425	121,974			

- (注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く。）について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
8 「県民税の特
定寄附金
税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。
10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。
11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。
12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。
13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。
15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）

資本金別	区分	法人数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出法人税割額 ①	県民税の特 定寄附金 税額控除額 ②	税額控除 超過額 相当額 の加算額 ③	外国関係会社 等に係る控除 対象所得税額 等相当額又は 個別控除対象 所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理に 基づく控除額 ⑥	利子割 額の控除額 ⑦	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑧	差引法人税割額		うち超過 課税相当額	うち 通算及び 連結分	うち 通算及び 連結分
			①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦- ⑧	⑧													
300万円未満		4,458	4	2,117,015	345	34,897			6				34,891	3	9,934		
300万円以上1,000万円未満		9,707	8	4,750,414	13,477	59,552	20	1	8				59,525	302	12,134	74	
1,000万円		2,893	14	3,913,262	96,651	69,120	59						69,061	2,134	22,246	775	
1,000万円超5,000万円未満		2,482	18	11,073,483	1,167,064	201,010	791		73				200,146	27,009	78,638	11,929	
5,000万円以上1億円未満		423	17	4,589,351	601,054	117,139	1,284		1				115,854	13,381	49,540	5,845	
1億円		76	7	2,469,839	844,506	110,204	619		8				109,577	18,277	48,307	8,116	
1億円超10億円未満		105	13	4,741,240	2,362,481	140,584	353		217				140,014	48,916	62,229	21,741	
10億円						13,261	2		4				13,255	4,475	5,891	1,989	
10億円超50億円未満		25	2	3,740,036	1,345,968	90,016	114		112				89,790	13,128	39,903	5,835	
50億円						2,932	6		4				2,922	832	1,298	370	
50億円超100億円未満		4		40,193		47,236	211		126				46,899	528	20,844	234	
100億円以上		4	3	1,304,010	686,382	182,181	609		6,337				175,235	56,266	79,139	25,007	
保険業法に規定する相互会社						9,962	12		582				9,368	2,882	4,164	1,281	
合計		20,177	86	38,738,843	7,117,928	1,078,094	4,080	1	7,478				1,066,537	188,133	434,267	83,196	
内 県内法人		19,535	65	26,070,186	3,676,742	401,696	240	1	6				401,451	65,592			
訳 分割法人		642	21	12,668,657	3,441,186	676,398	3,840		7,472				665,086	122,541			

- (注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 8 「県民税の特
定寄附金
税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。
 10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。
 11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。
 12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。
 13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。
 15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種	類	税 額	課税支払額	非課税額	左非のう に居る ち者額	納入 申告書 数
		千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	12	257			
	銀行預金利子	15,601	330,483	41,405	2	
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	14,097	289,375	43,487	1	
	勤務先預金等の利子	51,493	1,030,093	970		
	合同運用信託の収益の分配					
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託 以外の収益の分配		1	7		
	郵便貯金利子	1	26			
	国外一般公社債等の利子等	11	220			
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	946	18,923	51		
	私運の 募用収 公投資 資の社 信分 債託配 等々等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配				
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配						
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配						
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	1,298	25,966			
	定期積金の給付補てん金	460	9,663			
	掛金の給付補てん金					
	抵当証券の利息					
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益					
	外貨建預貯金等の為替差益					
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	560	11,205			
小 計	2,318	46,834	6			
そ の 他						
合 計	84,479	1,716,212	85,926	3	3,632	

- (注) 1 令和5年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	187
信 用 金 庫 等	7	87
農 林 中 央 金 庫 等	15	74
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	42
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	51	52
合 計	130	486

- (注) 1 令和6年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	184,583	3,692,509		4,386,873	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	10,669	213,746		2,867,340	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	2,871	57,437		318,578	
源泉徴収選択口座内配当等	430,733	9,524,779	904,440	1,856,256	
合 計	628,856	13,488,471	904,440	9,429,047	6,465

- (注) 1 令和5年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	670,549	17,760,633	4,348,532		343

- (注) 1 令和5年度に調定したものについて記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額（第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額）を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2 個人事業税に関する調

(1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得 課税者	所得 失格者	計	所 得 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計 ①				所得 課税者	所得 失格者	計	所 得 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円		人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
物品販売業	617	38	655	3,579,497	148,002	3,727,499	1,863,501	1,863,998	問屋業	1		1	3,145		3,145	2,900	245
保険業									両替業								
金銭貸付業	2		2	18,430		18,430	5,800	12,630	公衆浴場業	1		1	2,944		2,944	2,900	44
物品貸付業	16	1	17	86,491	4,194	90,685	49,300	41,385	演劇興行業								
不動産貸付業	1,462	18	1,480	9,658,344	49,091	9,707,435	4,240,778	5,466,657	遊技場業	4	1	5	24,270	3,393	27,663	14,500	13,163
製造業	461	30	491	2,456,182	120,925	2,577,107	1,408,922	1,168,185	遊覧所業								
電気供給業	13	1	14	54,669	3,474	58,143	40,600	17,543	商品取引業								
土石採取業									不動産売買業	5		5	23,805		23,805	14,500	9,305
電気通信事業									広告業	9	1	10	59,113	3,090	62,203	29,000	33,203
運送業	128	3	131	603,833	11,467	615,300	370,235	245,065	興信所業								
運送取扱業									案内業	5		5	42,074		42,074	14,500	27,574
船舶ていけい場業									冠婚葬祭業	6		6	56,832		56,832	17,400	39,432
倉庫業									合 計	4,617	231	4,848	27,771,911	877,861	28,649,772	13,878,237	14,771,535
駐車場業	12		12	58,991		58,991	34,800	24,191									
請負業	1,506	103	1,609	9,134,606	415,730	9,550,336	4,620,198	4,930,138									
印刷業	4		4	28,245		28,245	11,600	16,645	(2) 第二種事業								
出版業	1		1	4,526		4,526	2,900	1,626	種 別	所得 課税者	所得 失格者	計	所得 課税者	所得 失格者	計 ①	事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
写真業	13	2	15	56,923	7,250	64,173	43,500	20,673		人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
席貸業	1		1	4,144		4,144	2,900	1,244	畜産業	6		6	70,230		70,230	17,400	52,830
旅館業	24	2	26	132,137	5,766	137,903	70,567	67,336	水産業	6	1	7	59,877	5,112	64,989	20,300	44,689
料理店業	35	5	40	185,773	17,722	203,495	114,792	88,703	薪炭製造業								
飲食店業	206	19	225	1,048,133	63,565	1,111,698	637,760	473,938	合 計	12	1	13	130,107	5,112	135,219	37,700	97,519
周旋業	11		11	94,014		94,014	31,417	62,597									
代理業	70	6	76	326,509	20,841	347,350	218,467	128,883									
仲立業	4	1	5	28,281	3,351	31,632	14,500	17,132									

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得稅 課稅者	所得稅 失格者	計	所得稅 者	所得稅 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	150		150	1,589,014		1,589,014	435,000	1,154,014
歯科医業	46		46	395,136		395,136	133,400	261,736
薬剤師業	2		2	10,301		10,301	5,800	4,501
あん摩等の事業	17	3	20	72,273	12,799	85,072	58,000	27,072
獣医業	32	1	33	360,423	3,579	364,002	94,734	269,268
装蹄師業	1		1	4,870		4,870	2,900	1,970
弁護士業	60	1	61	697,857	3,433	701,290	176,900	524,390
司法書士業	59	1	60	573,497	3,231	576,728	174,000	402,728
行政書士業	17	1	18	189,816	5,247	195,063	52,200	142,863
公証人業	3		3	25,098		25,098	8,700	16,398
弁理士業	2		2	13,917		13,917	5,800	8,117
税理士業	130		130	1,421,408		1,421,408	377,000	1,044,408
公認会計士業	13		13	148,549		148,549	37,700	110,849
計理士業								
社会保険労務士業	68		68	501,193		501,193	197,200	303,993
コンサルタント業	82	3	85	528,831	8,376	537,207	238,768	298,439
設計監督者業	98	6	104	520,467	22,655	543,122	298,942	244,180
不動産鑑定業								
デザイン業	36	4	40	198,725	17,849	216,574	116,000	100,574
諸芸師匠業	47	5	52	218,330	17,504	235,834	150,800	85,034
理容業	39	8	47	175,097	26,651	201,748	136,300	65,448
美容業	146	27	173	616,456	108,550	725,006	496,867	228,139
クリーニング業	3		3	16,014		16,014	8,700	7,314
公衆浴場業	1		1	4,922		4,922	2,900	2,022
歯科衛生士業								
歯科技工士業	35	5	40	150,710	18,672	169,382	116,000	53,382
測量士業	14		14	105,475		105,475	40,600	64,875
土地家屋調査士業	52	1	53	402,633	4,440	407,073	152,975	254,098
海事代理士業	1		1	3,806		3,806	2,900	906
印刷製版業								
合 計	1,154	66	1,220	8,944,818	252,986	9,197,804	3,521,086	5,676,718

(注)1 いずれも令和4年の年中における事業の所得に対して課税した令和5年度の個人事業税(減免により税額がなくなったものを除く。)について記載した。

なお、令和5年の年中に事業を廃止した者に対して令和5年度において課税したものも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 標 準 額
		本 県 分	他 県 分	計		
第 一 種 事 業	人	千 円	千 円	千 円	人	千 円
第 二 種 事 業					3	2,397
第 三 種 事 業					2	3,118
計					5	5,515

(5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専 従 者 数	給 与 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専 従 者 数	控 除 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専 従 者 数	給 与 額 (控除)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+ ⑤)	(②+ ⑥)	(③+ ⑦)	(④+⑧)
第 一 種 事 業	人	人	人	千 円	人	人	人	千 円	人	人	人	千 円
第 一 種 事 業	3,943	1,627	2,090	4,138,025	905	184	214	167,389	4,848	1,811	2,304	4,305,414
第 二 種 事 業	12	7	13	42,009	1				13	7	13	42,009
第 三 種 事 業 (あん摩業 等以外 あん摩 等)	1,118	487	552	1,297,669	81	19	32	22,420	1,199	506	584	1,320,089
	19	8	10	20,282	2				21	8	10	20,282
合 計	5,092	2,129	2,665	5,497,985	989	203	246	189,809	6,081	2,332	2,911	5,687,794

(6) 個人の所得階層別

区 分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得稅課稅者	149	437,929	172	520,734	156	489,160	151	488,031	146	480,876	145	497,471	158	557,142	130	473,840	116	433,463
	所得稅失格者	16	42,099	15	45,662	23	70,297	13	41,951	14	46,118	12	38,696	16	44,697	5	18,273	7	26,453
	計	165	480,028	187	566,396	179	559,457	164	529,982	160	526,994	157	536,167	174	601,839	135	492,113	123	459,916
第二種事業	所得稅課稅者					1	3,121	1	3,245	1	3,385								
	所得稅失格者																		
	計					1	3,121	1	3,245	1	3,385								
第三種事業	所得稅課稅者	25	73,856	50	151,719	48	151,402	29	92,336	29	97,255	21	72,587	25	87,915	24	86,714	30	112,574
	所得稅失格者	7	20,650	3	9,203	1	3,156	7	22,679	4	13,454	7	24,113	3	10,634	5	16,426	3	11,229
	計	32	94,506	53	160,922	49	154,558	36	115,015	33	110,709	28	96,700	28	98,549	29	103,140	33	123,803
業	所得稅課稅者	2	5,925	1	3,007	1	3,116	1	3,299	2	6,632	1	3,485	2	7,083	1	3,659		
	所得稅失格者																		
	計	2	5,925	1	3,007	1	3,116	1	3,299	2	6,632	1	3,485	2	7,083	1	3,659		
小計	34	100,431	54	163,929	50	157,674	37	118,314	35	117,341	29	100,185	30	105,632	30	106,799	33	123,803	
合計	所得稅課稅者	176	517,710	223	675,460	206	646,799	182	586,911	178	588,148	167	573,543	185	652,140	155	564,213	146	546,037
	所得稅失格者	23	62,749	18	54,865	24	73,453	20	64,630	18	59,572	19	62,809	19	55,331	10	34,699	10	37,682
	計	199	580,459	241	730,325	230	720,252	202	651,541	196	647,720	186	636,352	204	707,471	165	598,912	156	583,719

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開業業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区 分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		
	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第一種事業	所得稅課稅者	100	379,658	132	518,919	934	4,147,822	616	3,316,319	406	2,588,229	641	5,281,256	465	7,161,062	4,617	27,771,911
	所得稅失格者	7	24,967	3	9,570	58	250,981	29	143,633	12	66,860	1	7,604			231	877,861
	計	107	404,625	135	528,489	992	4,398,803	645	3,459,952	418	2,655,089	642	5,288,860	465	7,161,062	4,848	28,649,772
第二種事業	所得稅課稅者							1	5,243			3	24,596	5	90,517	12	130,107
	所得稅失格者							1	5,112							1	5,112
	計							2	10,355			3	24,596	5	90,517	13	135,219
第三種事業	所得稅課稅者	21	80,696	26	102,738	186	821,203	134	729,010	83	538,858	162	1,324,351	243	4,344,461	1,136	8,867,675
	所得稅失格者	2	7,643	4	15,887	9	40,675	7	38,090	1	6,348					63	240,187
	計	23	88,339	30	118,625	195	861,878	141	767,100	84	545,206	162	1,324,351	243	4,344,461	1,199	9,107,862
業	所得稅課稅者					3	13,763			2	12,502	2	14,672			18	77,143
	所得稅失格者	1	3,801			2	8,998									3	12,799
	計	1	3,801			5	22,761			2	12,502	2	14,672			21	89,942
小計	24	92,140	30	118,625	200	884,639	141	767,100	86	557,708	164	1,339,023	243	4,344,461	1,220	9,197,804	
合計	所得稅課稅者	121	460,354	158	621,657	1,123	4,982,788	751	4,050,572	491	3,139,589	808	6,644,875	713	11,596,040	5,783	36,846,836
	所得稅失格者	10	36,411	7	25,457	69	300,654	37	186,835	13	73,208	1	7,604			298	1,135,959
	計	131	496,765	165	647,114	1,192	5,283,442	788	4,237,407	504	3,212,797	809	6,652,479	713	11,596,040	6,081	37,982,795

(7) 個人事業税の減免

区 分		人 員	所 得 金 額	減 免 額
		人	千円	千円
第一種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	その他			
計				
第二種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	その他			
計				
第三種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	その他			
計				
第四種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	その他			
計				
合計	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	その他			
計				

(注) 1 令和5年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3 法 人 事 業 税 に 関 する 調

(1) 事業税額等

区 分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦+⑧	当 該 年 度 に お い て 発 生 し た 歳 出 還 付 額		
	確 定 額						確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 中 間 納 付 額 の 額		調 定 額 ①+②-③ +④+⑤+⑥	所 得 (収 入) 金 額	調 定 額					
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		確 定 申 告 及 び 決 定 の な い 中 間 申 告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額				前 年 度 に 収 入 し た も の			当 該 年 度 に 収 入 し た も の	
			あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち も 決 定	あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち も 決 定														
千 円																				
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分	603	21,492,888	1,464,427			174	488,985	165	519,612			36,716	1,531,770	515,487	22,957	1,554,727	
			他 県 本 店 分	2,165	61,512,266	4,111,038			887	1,537,449	953	1,602,832			99,099	4,275,520	1,496,085	72,332	4,347,852	
		県 内 法 人	17,690	53	101,678,318	6,149,744	373	9	702	2,984	1,842,144	3,048	1,985,639			333,474	6,627,415	1,727,002	94,356	6,721,771
	小 計		20,458	53	184,683,472	11,725,209	373	9	702	4,045	3,868,578	4,166	4,108,083			469,289	12,434,705	3,738,574	189,645	12,624,350
	特 別 法 人	1,086		11,868,355	561,656											561,656	46,741	2,225	563,881	
	公 益 法 人 等	488	1	1,863,110	118,663	43										118,663	12,431	545	119,208	
	人 格 な き 社 団 等	216	1	91,258	3,289	45										3,289	1,001	34	3,323	
	清 算 法 人	391		28,203	1,250			5							273	1,224	59,131	3,643	4,867	
	計	22,639	55	198,534,398	12,410,067	461	9	702	4,050	3,868,877	4,166	4,108,083			469,562	13,119,537	3,857,878	196,092	13,315,629	
	法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 2 号、第 3 号 及 び 第 4 号 に 掲 げ る 事 業 分	240			3,361,531											65,550	3,625,247		17,816	3,643,063
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 法 人 分	904			10,156,717		1	1,961	718	4,420,147	751	4,413,028			40,333	10,191,892		138,918	10,330,810		
事 業 税 計	23,783	55		25,928,315	461	10	2,663	4,898	9,747,916	5,053	10,178,169			575,445	26,936,676		352,826	27,289,502		
地 方 法 人 特 別 税 分																		18,087	18,087	
特 別 法 人 事 業 税 分				9,144,246	171			943	3,304,344		3,431,676			279,293	9,551,814		142,995	9,694,809		
合 計	23,783	55		35,072,561	632	10	3,606	4,898	13,052,260	5,053	13,609,845			854,738	36,488,490		513,908	37,002,398	67,962	

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額		
	確 定 額					確定事業税額に 対応する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 見込額		中間納付額の 繰出還付額		調 定 額 ①+②-③ +④+⑤+⑥	所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額			調 定 額 ⑧	
	事業年度数		所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の 額						当 該 年 度 に 収 入 し た も の 額
	あ ら わ け 申 告 が あ る も の 数	し ら せ 申 告 が あ る も の 数		あ ら わ け 申 告 が あ る も の 額	し ら せ 申 告 が あ る も の 額														
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
所得 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本店分	25	17,613,512	176,093			20	85,207	20	77,850			168,736	89,053	729	169,465	
			他 県 本店分	846	105,584,031	1,047,004	1	263	670	400,641	702	405,296		18,576	1,070,498	4,430,610	28,393	1,098,891	
			県内法人	33	5,037,687	50,340			28	37,580	29	27,427		13	40,200	2,073	21	40,221	
			小 計	904	128,235,230	1,273,437	1	263	718	523,428	751	510,573		18,589	1,279,434	4,521,736	29,143	1,308,577	
清算法人	計	904	128,235,230	1,273,437	1	263	718	523,428	751	510,573		18,589	1,279,434	4,521,736	29,143	1,308,577			
付 加 価 値 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本店分		92,738,011	1,112,855				493,669		484,813			1,103,999	101,303	1,216	1,105,215	
			他 県 本店分		323,298,050	3,876,216		1,611		1,567,534		1,622,033		18,494	3,950,820	11,141,297	92,734	4,043,554	
			県内法人		17,335,049	208,019				119,324		99,396		58	188,149	52,541	631	188,780	
			小 計		433,371,110	5,197,090		1,611		2,180,527		2,206,242		18,552	5,242,968	11,295,141	94,581	5,337,549	
清算法人	計		433,371,110	5,197,090		1,611		2,180,527		2,206,242		18,552	5,242,968	11,295,141	94,581	5,337,549			
資 本 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本店分		415,784,142	2,078,919				1,034,471		1,035,679			2,080,127			2,080,127	
			他 県 本店分		300,085,359	1,498,978		87		630,484		608,993		3,192	1,480,766	5,916,475	15,194	1,495,960	
			県内法人		21,658,531	108,293				51,237		51,541			108,597			108,597	
			小 計		737,528,032	3,686,190		87		1,716,192		1,696,213		3,192	3,669,490	5,916,475	15,194	3,684,684	
事業税計	904		10,156,717		1	1,961	718	4,420,147	751	4,413,028		40,333	10,191,892		138,918	10,330,810			
地方法人特別税分															2,089	2,089			
特別法人事業税分			3,347,391			684		1,365,640		1,334,557		99,402	3,416,394		79,134	3,495,528			
合 計	904		13,504,108		1	2,645	718	5,785,787	751	5,747,585		139,735	13,608,286		220,141	13,828,427	11,623		

(注) 1 令和5年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。
 2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和5年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和4年度以前に申告等があり、令和5年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。
 3 このほか、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した 歳出選付額		
	確 定 額				確定事業税額に 対応する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度と異なる 見込額		中間納付額の 繰出還付額		調 定 額 ①+②-③+ ④+⑤+⑥	収入金額、 所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額	調 定 額 ⑧					
	事業年度数		収入金額、所得金額、 付加価値額又は資 本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数				税 額			前 年 度 に 収 入 し た も の 額 ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の 額 ⑦
	あ ら わ け 申 告 が あ る 場 合	し ら せ 申 告 が あ る 場 合		あ ら わ け 申 告 が あ る 場 合	し ら せ 申 告 が あ る 場 合	①	②													
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	55	175,396,395	1,753,465		37	820,381	38	871,582						1,804,666	5,055	47	1,804,713		
	地方法人特別税分																	12	12	
	特別法人事業税分			533,198			246,476		261,555				347		548,624		63	548,687		
	合 計	55		2,286,663		37	1,066,857	38	1,133,137				347		2,353,290		122	2,353,412		
	収入割分	32	167,103,156	1,155,228		23	473,704	27	618,783				61,449		1,361,756	103,580	391	1,362,147		
	付加価値割分		18,802,695	149,798			70,711		76,760				611		156,458	428,390	2,508	158,966		
	資本割分		36,149,228	80,504			43,964		40,155				1,512		78,207	550,368	1,246	79,453		
	事業税計	32		1,385,530		23	588,379	27	735,698				63,572		1,596,421		4,145	1,600,566		
	特別法人事業税分			625,034			255,456		309,490				6,425		685,493		1,816	687,309		
	合 計	32		2,010,564		23	843,835	27	1,045,188				69,997		2,281,914		5,961	2,287,875		
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業分	収入割分	153	18,764,355	140,695		70	15,892	71	21,354				1,033		147,190	1,511,817	7,200	154,390		
	所得割分		2,295,789	81,841			34,240		28,424				945		76,970	281,380	6,424	83,394		
	事業税計	153		222,536		70	50,132	71	49,778				1,978		224,160		13,624	237,784		
	特別法人事業税分			77,014			15,883		16,476				777		78,384		3,432	81,816		
	合 計	153		299,550		70	66,015	71	66,254				2,755		302,544		17,056	319,600		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分	収入割分																			
	付加価値割分																			
	資本割分																			
	事業税計																			
特別法人事業税分																				
合 計																				
合 計	240		4,596,777		130	1,976,707	136	2,244,579				73,099		4,937,748		23,139	4,960,887	22,697		

(注) 1 令和5年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。
2 このほか、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計		
	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	
事業年度年二回法人			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
分割法人																		
軽減税率適用法人																		
そ の 他																		
県内法人																		
計																		
事業年度年一回法人																		
分割法人																		
軽減税率適用法人	270	52	74,192	21	127,111	10	91,104	68	1,897,675	23	1,621,948	40	7,808,053	3	5,737,580	487	17,357,663	
そ の 他	48	3	6,294	7	40,576	2	16,764	20	572,881	20	1,513,834	29	9,649,334	12	29,363,980	141	41,163,663	
県内法人	10,724	3,785	5,213,632	1,123	6,458,586	305	2,727,890	1,370	29,586,389	234	16,425,689	177	38,544,165	5	7,759,654	17,723	106,716,005	
計	11,042	3,840	5,294,118	1,151	6,626,273	317	2,835,758	1,458	32,056,945	277	19,561,471	246	56,001,552	20	42,861,214	18,351	165,237,331	
合 計	11,042	3,840	5,294,118	1,151	6,626,273	317	2,835,758	1,458	32,056,945	277	19,561,471	246	56,001,552	20	42,861,214	18,351	165,237,331	

(注) 1 令和5年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(8) 資本金別法人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人	欠損法人	小計 ④+⑤	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不申告 法人	休業中の 法人	清算中の 法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計											
			①			②	③	④	⑤	⑥							
300万円未満	15	1	16	41	7	48	64	1,155	2,068	3,223	1,171	2,116	3,287	192	357	179	3
300万円以上1,000万円未満	41	5	46	73	7	80	126	3,447	5,839	9,286	3,493	5,919	9,412	91	785	571	12
1,000万円	55	12	67	60	14	74	141	1,155	1,525	2,680	1,222	1,599	2,821	15	119	339	8
1,000万円超5,000万円未満	67	31	98	54	18	72	170	1,020	996	2,016	1,118	1,068	2,186	7	58	271	2
5,000万円以上1億円未満	24	20	44	19	11	30	74	164	134	298	208	164	372	1	8	61	
1億円	8	9	17	6	2	8	25	25	21	46	42	29	71			17	
1億円超10億円未満	4	9	13	1	2	3	16	22	8	30	35	11	46		1	29	
10億円																	
10億円超50億円未満		5	5	1		1	6	1	2	3	6	3	9			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上		3	3				3		1	1	3	1	4				
合計	214	95	309	255	61	316	625	6,989	10,594	17,583	7,298	10,910	18,208	306	1,328	1,469	25

(注) 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和5年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計				税 額			
	法人数	うち通算及び連結分	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち通算及び連結分	所得金額	うち通算及び連結分	法人数	うち通算及び連結分
300万円未満	2,116	1	869	1,054,374	152	860,713	34	303,454	108	2,094,810	5	317,987	3	411,907			3,287	3	5,043,245	2,559	275,301	90		
300万円以上1,000万円未満	5,919	2	2,109	2,942,365	622	3,550,594	151	1,354,568	552	10,812,979	39	2,730,237	19	2,726,230	1	1,090,349	9,412	8	25,207,322	59,651	1,408,799	6,365		
1,000万円	1,599	4	531	769,325	200	1,160,548	73	659,709	337	7,259,735	52	3,591,246	29	5,909,209			2,821	14	19,349,772	416,622	1,440,882	48,387		
1,000万円超5,000万円未満	1,068	6	289	476,292	155	915,709	50	439,397	376	9,520,517	131	9,190,461	112	22,518,480	5	7,754,342	2,186	23	50,815,198	5,101,942	3,883,448	468,141		
5,000万円以上1億円未満	164	4	26	43,572	20	127,100	8	70,476	61	1,721,274	41	3,035,476	50	12,498,792	2	3,504,385	372	17	21,001,075	2,588,803	2,353,105	290,091		
1億円	29	2	3	5,592					14	383,523	4	250,962	20	6,936,044	1	2,233,195	71	7	9,809,316	3,640,906	2,363,674	326,205		
1億円超10億円未満																								
10億円																								
10億円超50億円未満																								
50億円																								
50億円超100億円未満																								
100億円以上																								
合 計	10,895	19	3,827	5,291,520	1,149	6,614,664	316	2,827,604	1,448	31,792,838	272	19,116,369	233	51,000,662	9	14,582,271	18,149	72	131,225,928	11,810,483	11,725,209	1,139,279		

- (注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層	欠 損 法 人				左のうち付加価値額が0以下である法人				年 所 得 400 万 円 以 下				年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下				年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下				年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下				年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下				
	法人数	うち通算及び連結分	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法人数	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価値額
資本金別			千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 億 円 超 10 億 円 未 満	10		2,660,413	1,874,470	2	305,457	2	2,598	1,493,838	1,269,100	2	11,608	965,604	700,000	1	8,155	108,683	500,000	8	205,233	1,467,818	2,850,315	6	508,510	3,306,478	3,120,867			
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	3		2,079,227	12,635,607														1	40,380	919,516	2,900,000								
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																													
100 億 円 以上	1	1		135,645,077	1	135,645,076																							
合 計	14	1	4,739,640	150,155,154	3	135,950,533	2	2,598	1,493,838	1,269,100	2	11,608	965,604	700,000	1	8,155	108,683	500,000	9	245,613	2,387,334	5,750,315	6	508,510	3,306,478	3,120,867			

所得階層	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下				年 所 得 10 億 円 超				合 計								税 額					
	法人数	所得金額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法人数	所得金額	付 加 価値額	資 本 金 等 額	法人数	うち通算及び連結分	所得金額	うち通算及び連結分	付 加 価値額	うち通算及び連結分	資 本 金 等 額	うち通算及び連結分	所得割	うち通算及び連結分	付 加 割	うち通算及び連結分	資 本 割	うち通算及び連結分
資本金別		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 億 円 超 10 億 円 未 満	12	4,599,945	14,478,052	7,128,980	4	6,790,146	21,564,505	2,144,237	45	8	12,126,195	5,555,336	46,045,391	20,920,356	19,587,969	3,942,392	288,306	83,504	1,183,379	366,653	242,740	31,267
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	1	506,462	2,621,211	1,381,000	4	14,741,895	46,229,194	17,223,437	9	2	15,288,737	5,801,591	51,849,148	13,563,912	34,140,044	2,941,000	33,659	14,217	99,931	48,884	21,222	1,736
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																	7,951	3,199	38,866	16,368	8,279	4,135
100 億 円 以上					3	6,596,471	49,112,524	417,972,645	4	3	6,596,471	3,934,281	49,112,524	19,252,677	553,617,722	234,334,512	152,645	6,112	510,570	33,735	190,079	14,229
合 計	13	5,106,407	17,099,263	8,509,980	11	28,128,512	116,906,223	437,340,319	58	13	34,011,403	15,291,208	147,007,063	53,736,945	607,345,735	241,217,904	1,273,437	307,940	5,197,090	1,435,480	3,686,190	791,527

(注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 3 このほか、(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益					
	特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分		左以外 の法人分		課税対象 報酬給与額		特定内国法人又は非課税事業を あわせて		左以外 の法人分		課税対象 純支払利子		特定内国法人又は非課税事業を あわせて		左以外 の法人分		課税対象 純支払賃借料		特定内国法人又は非課税事業を あわせて		左以外 の法人分		課税対象 単年度損益	
	報酬給与額 ①	外国分報酬 給与額 ②	非課税事業 報酬給与 額 ③	課税対象 報酬給与 額 ①-②- ③ ④	課税対象 報酬給与 額 ⑤	④+⑤ ⑥	純支払利 子総額 ⑦	外国分純 支払利子 ⑧	非課税事業 純支払利 子 ⑨	課税対象 純支払利 子 ⑩	課税対象 純支払利 子 ⑪	⑩+⑪ ⑫	純支払賃借 料総額 ⑬	外国分純 支払賃借 料 ⑭	非課税事業 純支払賃借 料 ⑮	課税対象 純支払賃借 料 ⑯	課税対象 純支払賃借 料 ⑰	⑯+⑰ ⑱	単年度損 益総額 ⑲	外国分単 年度損益 ⑳	非課税事業 単年度損 益 ㉑	課税対象 単年度損 益 ⑲-㉑- ㉒	課税対象 単年度損 益 ㉓	⑲+㉓ ㉔
1億円超 10億円未満					44,688,939	44,688,939				521,406	521,406						1,812,829	1,812,829					11,798,191	11,798,191
10億円 10億円超 50億円未満					41,024,116	41,024,116				1,021,508	1,021,508						4,414,823	4,414,823					14,265,988	14,265,988
50億円 50億円超 100億円未満					43,858,759	43,858,759				3,606,923	3,606,923						2,570,658	2,570,658					7,909,505	7,909,505
100億円以上					129,571,814	129,571,814				5,149,837	5,149,837						8,798,310	8,798,310					33,973,684	33,973,684
小計					129,571,814	129,571,814				5,149,837	5,149,837						8,798,310	8,798,310					33,973,684	33,973,684
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分					132,217	132,217				348,395	348,395						205,299	205,299					7,304,312	7,304,312
法第72条の2第1項第 4号に掲げる事業分																								
合計					129,704,031	129,704,031				5,498,232	5,498,232						9,003,609	9,003,609					41,277,996	41,277,996

(12) 付加価値割の内訳

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子		純支払賃借料		単年度損益			
	給与分 ①	掛金分 ③-④ ②	掛金 ③	控除分 ④	労働者分 ⑥+⑦-⑧ ⑤	労働者派遣 を受けた法人分 ⑥	労働者派遣 をした法人分 ⑦	⑦のうち 控除分 ⑧	支払利子 ⑨	受取利子 ⑩	支払 借料 ⑪	受取賃借料 ⑫	単年度利益 を計上した 法人分 ⑬	単年度損失 を計上した 法人分 ⑭
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	42,637,924	743,310	743,382	72	1,912,098	1,590,573	330,442	8,917	559,633	69,704	3,375,008	5,846,993	12,731,859	△ 1,514,482
10億円 10億円超 50億円未満	40,641,276	560,602	560,602		822,238	822,238			1,035,135	21,378	5,977,763	1,942,507	15,288,738	△ 1,022,750
50億円 50億円超 100億円未満	39,923,337	744,107	744,107		3,188,315	3,188,315			4,635,973	42,574,724	3,319,906	749,248	7,909,505	
100億円以上														
小計	123,202,537	2,048,019	2,048,091	72	5,922,651	5,601,126	330,442	8,917	6,230,741	42,665,806	12,672,677	8,538,748	35,930,102	△ 2,537,232
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分	132,209				8	8			349,162	1,074	206,106	5,311	8,242,134	△ 357,009
法第72条の2第1項第 4号に掲げる事業分														
合計	123,334,746	2,048,019	2,048,091	72	5,922,659	5,601,134	330,442	8,917	6,579,903	42,666,880	12,878,783	8,544,059	44,172,236	△ 2,894,241

(注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が0以下である法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合															
		70%以下				70%超～75%以下				75%超～80%以下				80%超～85%以下			
		法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円
資本金別																	
第一号イに掲げる二項	1億円超 10億円未満	2	2	67,813	千円	1	1,069,202	26,773	千円	1	360,960	30,878	千円	1	1,667,009	188,399	
	10億円 10億円超 50億円未満		1	1,377,106	千円				千円	1	8,630,721	392,541	千円				
	50億円 50億円超 100億円未満				千円				千円				千円	1	33,929,525	4,069,679	
	100億円以上				千円				千円				千円				
小計	2	3	1,444,919	千円	1	1,069,202	26,773	千円	2	8,991,681	423,419	千円	2	35,596,534	4,258,078		
法第12条の2第1項 第3号イに掲げる法人分	1	6	7,851,137	千円				千円				千円	1	182,732	5,042		
法第12条の2第1項 第4号に掲げる事業分				千円				千円				千円					
合計	3	9	9,296,056	千円	1	1,069,202	26,773	千円	2	8,991,681	423,419	千円	3	35,779,266	4,263,120		

区分	付加価値額が0以下である法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合															
		85%超～90%以下				90%超～95%以下				95%超～100%以下				合計(70%超分)			
		法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円
資本金別																	
第一号イに掲げる二項	1億円超 10億円未満	2	272,974	32,849	千円	7	13,413,496	2,551,853	千円	30	42,206,493	8,836,694	千円	42	58,990,134	11,667,446	
	10億円 10億円超 50億円未満	2	12,927,096	1,786,341	千円	3	23,593,169	4,362,057	千円	2	14,198,342	2,336,125	千円	8	59,349,328	8,877,064	
	50億円 50億円超 100億円未満				千円				千円	2	24,016,320	4,763,642	千円	3	57,945,845	8,833,321	
	100億円以上				千円				千円				千円				
小計	4	13,200,070	1,819,190	千円	10	37,006,665	6,913,910	千円	34	80,421,155	15,936,461	千円	53	176,285,307	29,377,831		
法第12条の2第1項 第3号イに掲げる法人分	1	6	7,851,137	千円				千円				千円	1	182,732	5,042		
法第12条の2第1項 第4号に掲げる事業分				千円				千円				千円					
合計	4	13,200,070	1,819,190	千円	10	37,006,665	6,913,910	千円	34	80,421,155	15,936,461	千円	54	176,468,039	29,382,873		

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第 1項第1号に係る 加算	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項～ 第3項、第11項及び 第12項に係る控除分	収入金額課税分	資本金等の額又は 月数按分後の額 資本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項～ 第7項、第17項及び 第23項に係る控除分	資本圧縮措置前 の資本金等の額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	資本圧縮措置分 ⑬	課税対象 資本金等の額 ⑫-⑬⑭
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
第1号イに掲げる法人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	16,787,594	154,795,043					155,233,048	135,645,076				19,587,972		19,587,972
10億円 50億円未満	21,734,696	32,430,607					33,870,802					33,870,802		33,870,802
50億円 100億円未満														
100億円以上	456,548,903	669,566,368					675,822,275					675,822,275	257,849,630	417,972,645
小計	495,071,193	856,792,018					864,926,125	135,645,076				729,281,049	257,849,630	471,431,419
第3号イに掲げる法人														
内 国 法 人	2,678,655	5,163,354					4,701,006					4,701,006		4,701,006
外 国 法 人														
小計	2,678,655	5,163,354					4,701,006					4,701,006		4,701,006
第4号イに掲げる事業分														
内 国 法 人														
外 国 法 人														
小計														
合 計	497,749,848	861,955,372					869,627,131	135,645,076				733,982,055	257,849,630	476,132,425

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 特 殊 又 は 出 資 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 資 本 金 等 の 額
		千円		千円	千円	千円
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分						
100億円未満	54	53,728,016				
100億円以上 500億円未満	1	32,479,037				
500億円以上 1000億円未満	1	66,210,398				
1000億円以上 2000億円未満	1	135,645,076	1	135,645,076	135,645,076	
2000億円以上 3000億円未満						
3000億円以上 4000億円未満						
4000億円以上 5000億円未満						
5000億円以上	1	577,132,840				
小計	58	865,195,367	1	135,645,076	135,645,076	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分						
8		4,701,006				
合 計	66	869,896,373	1	135,645,076	135,645,076	

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	55	85,937,811		85,937,811
	500億円超 1000億円以下	1	66,210,398		66,210,398
	1000億円超 2000億円以下	1			
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
1兆円超 2兆円以下					
2兆円超 3兆円以下					
3兆円超 4兆円以下					
4兆円超 5兆円以下					
5兆円超					
小計		58	729,281,049	257,849,630	471,431,419

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	8	4,701,006		4,701,006
	500億円超 1000億円以下				
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下				
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
1兆円超 2兆円以下					
2兆円超 3兆円以下					
3兆円超 4兆円以下					
4兆円超 5兆円以下					
5兆円超					
小計		8	4,701,006		4,701,006

区 分		法 人 数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額	
圧縮前資本金等の額別			①	②	① - ② ③	
			千円	千円	千円	
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業 分	500 億 円 以 下					
	500 億 円 超 1000 億 円 以 下					
	1000 億 円 超 2000 億 円 以 下					
	2000 億 円 超 3000 億 円 以 下					
	3000 億 円 超 4000 億 円 以 下					
	4000 億 円 超 5000 億 円 以 下					
	5000 億 円 超 6000 億 円 以 下					
	6000 億 円 超 7000 億 円 以 下					
	7000 億 円 超 8000 億 円 以 下					
	8000 億 円 超 9000 億 円 以 下					
	9000 億 円 超 1 兆 円 以 下					
	1 兆 円 超 2 兆 円 以 下					
	2 兆 円 超 3 兆 円 以 下					
	3 兆 円 超 4 兆 円 以 下					
	4 兆 円 超 5 兆 円 以 下					
	5 兆 円 超					
	小 計					
	合 計		66	733,982,055	257,849,630	476,132,425

(17) 徴収猶予

区分	前年度までの徴収猶予分										本年度における徴収猶予分																
	前年度までの当初徴収猶予額の総計					前年度までに納付された額の総計					前年度までに猶予を取消した額の総計					前年度までに納付を免除等した額の総計					前年度末の徴収猶予残額					本年度中の当初徴収猶予額	
	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫				
	件数	猶予額	件数	納付額	件数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額			
資本金別		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
1億円超 10億円未満																											
10億円																											
10億円超 50億円未満																											
50億円																											
50億円超 100億円未満																											
100億円以上																											
合計																A								B			

区分	本年度中に納付された額										本年度中に納付を免除等した額						本年度中の徴収猶予額の増加額		本年度末の当初徴収猶予額の総計		本年度末における徴収猶予残額		徴収猶予期間						調定額		徴収猶予率	
	⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱		⑲		⑳		㉑		㉒		㉓		㉔		㉕		㉖					
	件数	納付額	件数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額				
	資本金別		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
1億円超 10億円未満																																
10億円																																
10億円超 50億円未満																																
50億円																																
50億円超 100億円未満																																
100億円以上																																
合計																																
					</																											

(18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調

区 分	資本金区分	分 割						法 人						合 計						税 額			
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額				
電 気	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			千円	千円	千円	千円	4	4	104,565	26,740			4	4	104,565	26,740			千円	千円	1,040	
	1億円超																						716,493
	合 計							4	4	104,565	26,740			4	4	104,565	26,740					717,533	
供 給	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人							9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300	9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300			1,385,530	
	1億円超																						222,536
業	法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人	4	4	132,562	271			139	141	18,970,510	802,829			143	145	19,103,072	803,100					222,536	
	1億円以下																						15,206
	合 計	4	4	132,562	271			139	141	18,970,510	802,829			143	145	19,103,072	803,100					222,536	
ガ ス	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							4	4	1,520,623	153,935			4	4	1,520,623	153,935					15,206	
	1億円超																						15,206
	合 計							4	4	1,520,623	153,935			4	4	1,520,623	153,935					15,206	
供 給	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																						229,181
	1億円以下																						300,374
	合 計																						529,555
生 命 保 険 業	1億円超																						491,171
	合 計																						491,171
損 害 保 険 業	1億円超																						491,171
	合 計																						491,171
少 額 短 期 保 険 業	1億円超																						
	合 計																						
貿 易 保 険 業	1億円超																						
	合 計																						
合 計	1億円以下	4	4	132,562	271			147	149	20,595,698	983,504			151	153	20,728,260	983,775					467,963	
	1億円超							9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300	9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300			2,893,568	
	合 計	4	4	132,562	271			156	158	45,158,174	8,287,936	4,217,377	5,033,300	160	162	45,290,736	8,288,207	4,217,377	5,033,300			3,361,531	

- (注) 1 令和5年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。
 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
 3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和5年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。
 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区 分	法 人			個 人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人 員	所得金額
林 業			千円		千円
鉱物の掘採事業	1	1	636,319		
農 業	46	46	137,211		
計	47	47	773,530		

- (注) 1 法人にあつては令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあつては現年課税分について、それぞれ記載した。
 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記載した。
 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

4 地方消費税に関する調

(1) 調定額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令和5年度 調定額合計	
		うち2、3月調定額	
譲渡割	2,564,767	24,055,971	2,748,657
貨物割	760,572	3,158,130	740,346
合 計	3,325,339	27,214,101	3,489,003

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I 期収入・支出額等	II 期収入・支出額等	III 期収入・支出額等	IV 期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清算対象額	7,294,920	8,824,539	3,773,001	7,088,350	26,980,810
一 般 財 源	3,305,851	4,000,898	1,703,535	3,215,716	12,226,000
社 会 保 障 財 源	3,989,069	4,823,641	2,069,466	3,872,634	14,754,810
清算金収入額 (a)	9,525,093	9,789,258	6,934,846	9,997,276	36,246,473
一 般 財 源	4,314,752	4,435,318	3,139,079	4,532,287	16,421,436
社 会 保 障 財 源	5,210,341	5,353,940	3,795,767	5,464,989	19,825,037
清算金支出額 (b)	328,534	234,864	200,123	136,182	899,703
一 般 財 源	149,158	106,319	90,861	61,688	408,026
社 会 保 障 財 源	179,376	128,545	109,262	74,494	491,677
差 引 (a) - (b)	9,196,559	9,554,394	6,734,723	9,861,094	35,346,770
一 般 財 源	4,165,594	4,328,999	3,048,218	4,470,599	16,013,410
社 会 保 障 財 源	5,030,965	5,225,395	3,686,505	5,390,495	19,333,360
地方消費税交付金額	8,245,728	9,189,457	5,253,857	8,474,719	31,163,761
一 般 財 源	3,735,718	4,164,942	2,375,876	3,843,155	14,119,691
社 会 保 障 財 源	4,510,010	5,024,515	2,877,981	4,631,564	17,044,070

- (注) 1 令和5年度分について記載した。
 2 清算及び交付の時期の区分は次による。
 I 期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月
 II 期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月
 III 期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月
 IV 期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月
 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

5 不動産取得税に関する調

(1) 家 屋

区 分	①			②			③			④		⑤		⑥		⑦		⑧				減 免 等 さ れ る 前 の 税 額 ⑨	⑩		⑪		調 定 額 ⑨-⑩ -⑪			
	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	1 ㎡ 当 たり 評 価 額	控 除 額		控 除 額		件 数	面 積	価 格	左 の 内 訳		件 数	金 額		件 数	金 額						
											件 数	全 額 控 除 の 額	件 数	全 額 控 除 の 額				件 数	価 格						住 宅 部 分	住 宅 以 外 の 部 分				
木 造	建 築 分	専 用 住 宅	11	23	1,908	2,968	262,265	23,489,567	681	104,044	9,321,246	89,589	2	6,163	559	6,809,817	561	6,815,980	53	7,029	5,570	628	2,499,696	2,499,696	74,963			74,963		
		併 用 住 宅																												
		住 宅 部 分 非 住 宅 部 分 小 計																												
	そ の 他	1	17	229					288	61,447	3,331,842	54,223																		
	小 計	12	40	2,137	2,968	262,265	23,489,567	1,008	177,373	13,546,830	76,375	2	6,163	588	7,063,536	590	7,069,699	53	7,029	5,570	955	6,471,561	2,955,011	3,516,550	229,429	1	166	4	2,229	227,034
	承 継 分	専 用 住 宅				679	87,771	1,880,109	3,257	485,819	6,481,103	13,341			6	28,832	6	28,832				3,257	6,452,271	6,452,271	193,420	99	5,108		188,312	
		併 用 住 宅													6	6,199	6	6,199					253,920	253,920	8,396		46		8,350	
		住 宅 部 分 非 住 宅 部 分 小 計													6	6,199	6	6,199					172,504	172,504	6,106	15		6,091		
		そ の 他							357	82,198	707,553	8,608										357	707,553	46,618	660,935	27,821			27,821	
	小 計				679	87,771	1,880,109	3,817	611,937	7,621,279	12,454			12	35,031	12	35,031				3,817	7,586,248	6,752,809	833,439	235,743	101	5,169		230,574	
計 A	12	40	2,137	3,647	350,036	25,369,676	4,825	789,310	21,168,109	26,818	2	6,163	600	7,098,567	602	7,104,730	53	7,029	5,570	4,772	14,057,809	9,707,820	4,349,989	465,172	102	5,335	4	2,229	457,608	
非 木 造	建 築 分	専 用 住 宅	9	40	1,136	220	13,330	1,431,952	172	24,041	2,518,482	104,758			140	1,752,185	140	1,752,185	5	595	452	167	765,845	765,845	22,966				22,966	
		併 用 住 宅													1	48,000	1	48,000					167,654	167,654	5,566				5,566	
		住 宅 部 分 非 住 宅 部 分 小 計													1	48,000	1	48,000				4	251,817	167,654	84,163	2,830			2,830	
	そ の 他							281	152,977	11,473,468	75,001										281	11,444,305	294,468	11,149,837	453,669	4	7,655	17	61,451	384,563
	小 計	9	40	1,136	220	13,330	1,431,952	457	179,118	14,291,767	79,790			142	1,829,348	142	1,829,348	5	595	452	452	12,461,967	1,227,967	11,234,000	485,031	4	7,655	17	61,451	415,925
承 継 分	専 用 住 宅	1	19	107	87	9,542	484,984	355	75,464	3,038,620	40,266			9	55,200	9	55,200				355	2,983,420	2,983,420	89,487	6	542		88,945		
	併 用 住 宅													1	2,402	1	2,402					463,482	463,482	15,216				15,216		
	住 宅 部 分 非 住 宅 部 分 小 計													1	2,402	1	2,402				54	746,494	463,482	283,012	25,220			25,220		
そ の 他							312	183,763	5,306,250	28,876										312	5,306,250		5,306,250	212,238		5	1,644	210,594		
小 計	1	19	107	87	9,542	484,984	721	286,610	9,093,766	31,729			10	57,602	10	57,602				721	9,036,164	3,446,902	5,589,262	326,945	6	542	5	1,644	324,759	
計 B	10	59	1,243	307	22,872	1,916,936	1,178	465,728	23,385,533	50,213			152	1,886,950	152	1,886,950	5	595	452	1,173	21,498,131	4,674,869	16,823,262	811,976	10	8,197	22	63,095	740,684	
合 計 A + B	22	99	3,380	3,954	372,908	27,286,612	6,003	1,255,038	44,553,642	35,500	2	6,163	752	8,985,517	754	8,991,680	58	7,624	6,022	5,945	35,555,940	14,382,689	21,173,251	1,277,148	112	13,532	26	65,324	1,198,292	

(注) 1 令和5年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区 分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円未満のもの ④		30万円を超え 50万円未満のもの ⑤		50万円を超え 350万円未満のもの ⑥		350万円を超え 420万円未満のもの ⑦				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建築分	専用住宅	2	千円 179	3	千円 477	6	千円 1,252	8	千円 2,105	17	千円 6,881	222	千円 400,974	109	千円 431,808	
		併用住宅											1	千円 702	2	千円 7,805	
		その他				1	千円 229	1	千円 279	2	千円 840	104	千円 198,984	17	千円 66,026		
	承継分	専用住宅	7	千円 548	39	千円 5,763	42	千円 8,638	38	千円 10,150	151	千円 61,678	3,105	千円 5,403,696	184	千円 710,731	
		併用住宅			3	千円 449	6	千円 1,213	3	千円 826	14	千円 5,963	151	千円 268,239	7	千円 26,702	
		その他	1	千円 13	14	千円 2,104	16	千円 3,314	16	千円 4,142	49	千円 18,971	211	千円 290,134	11	千円 42,188	
	小 計	10	千円 740	59	千円 8,793	71	千円 14,646	66	千円 17,502	233	千円 94,333	3,794	千円 6,562,729	330	千円 1,285,260		
	非 木 造	建築分	専用住宅	5	千円 470	4	千円 549	1	千円 193	7	千円 1,742	12	千円 4,262	56	千円 80,336	19	千円 79,752
			併用住宅														
			その他							4	千円 1,128	2	千円 907	69	千円 117,542	13	千円 51,294
承継分		専用住宅	4	千円 285	1	千円 121	2	千円 407	2	千円 510	9	千円 3,634	142	千円 318,140	38	千円 146,872	
		併用住宅															
その他			5	千円 832	3	千円 651	2	千円 535	16	千円 6,393	95	千円 173,370	17	千円 64,429			
小 計	9	千円 755	10	千円 1,502	6	千円 1,251	16	千円 4,170	39	千円 15,196	376	千円 715,879	88	千円 346,308			
合 計	19	千円 1,495	69	千円 10,295	77	千円 15,897	82	千円 21,672	272	千円 109,529	4,170	千円 7,278,608	418	千円 1,631,568			

区 分	420万円を超え 450万円未満のもの ⑧		450万円を超え 1,000万円未満のもの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円未満のもの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円未満のもの ⑪		1,200万円を超え 1,300万円未満のもの ⑫		1,300万円を超え 1,400万円未満のもの ⑬		1,400万円を超え 1,500万円未満のもの ⑭				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建築分	専用住宅	198	千円 857,891	1,577	千円 12,025,436	498	千円 5,234,608	379	千円 4,352,847	218	千円 2,721,163	140	千円 1,879,767	100	千円 1,447,220	
		併用住宅			5	千円 43,797	4	千円 42,164	3	千円 33,624	2	千円 25,333	2	千円 27,354	3	千円 43,634	
		その他	9	千円 39,373	75	千円 514,200	6	千円 63,379	16	千円 186,588	6	千円 74,132	2	千円 26,690	3	千円 43,167	
	承継分	専用住宅	69	千円 299,012	286	千円 1,644,230	3	千円 31,571			4	千円 50,032			2	千円 29,026	
		併用住宅	2	千円 8,912	15	千円 95,653			1	千円 11,095			1	千円 13,571			
		その他	2	千円 8,753	30	千円 188,530	2	千円 21,013					1	千円 13,518			
	小 計	280	千円 1,213,941	1,988	千円 14,511,846	513	千円 5,392,735	399	千円 4,584,154	230	千円 2,870,660	146	千円 1,960,900	108	千円 1,563,047		
	非 木 造	建築分	専用住宅			81	千円 600,725	18	千円 190,324	34	千円 395,556	12	千円 149,887	48	千円 641,407	43	千円 621,816
			併用住宅			1	千円 8,313										
			その他	4	千円 17,207	48	千円 346,245	2	千円 21,033	9	千円 103,692	1	千円 12,561	4	千円 54,553	3	千円 42,817
承継分		専用住宅	22	千円 95,515	166	千円 1,114,476	10	千円 105,012	3	千円 35,621	8	千円 100,662	3	千円 40,488	1	千円 14,302	
		併用住宅	1	千円 4,471	17	千円 125,762	3	千円 31,308			3	千円 37,834			1	千円 14,773	
その他	2	千円 8,704	58	千円 389,867	6	千円 62,624	4	千円 46,843	7	千円 88,321	2	千円 27,710	4	千円 57,938			
小 計	29	千円 125,897	371	千円 2,585,388	39	千円 410,301	50	千円 581,712	31	千円 389,265	57	千円 764,158	52	千円 751,646			
合 計	309	千円 1,339,838	2,359	千円 17,097,234	552	千円 5,803,036	449	千円 5,165,866	261	千円 3,259,925	203	千円 2,725,058	160	千円 2,314,693			

区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑			
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格		
木 造	建 築 分	専 用 住 宅	51	千円 792,685	33	千円 544,089	26	千円 453,898	19	千円 351,130	13	千円 251,796	41	千円 1,056,515	3,660	千円 32,812,721
		併 用 住 宅	1	15,617	1	16,108	2	34,752	1	18,870			12	583,982	39	893,742
		そ の 他	3	47,051	2	33,058	2	35,262	4	74,059	5	97,379	31	1,831,375	289	3,332,071
	承 継 分	専 用 住 宅	1	15,456	3	48,370					1	19,329	1	22,982	3,936	8,361,212
		併 用 住 宅													203	432,623
		そ の 他											4	114,873	357	707,553
小 計	56	870,809	39	641,625	30	523,912	24	444,059	19	368,504	89	3,609,727	8,484	46,539,922		
非 木 造	建 築 分	専 用 住 宅	17	258,389	24	396,330	2	34,350	2	37,345	1	19,434	15	438,703	401	3,951,570
		併 用 住 宅											3	291,504	4	299,817
		そ の 他	1	15,768	3	49,431	2	35,429	4	73,904	3	58,065	109	10,471,892	281	11,473,468
	承 継 分	専 用 住 宅	2	30,267	1	16,192	3	53,323			2	38,560	24	1,409,324	443	3,523,711
		併 用 住 宅	2	30,335	1	16,438							10	457,268	54	748,896
		そ の 他	3	46,056	4	67,143	2	34,305	4	73,706	4	78,094	74	4,078,729	312	5,306,250
小 計	25	380,815	33	545,534	9	157,407	10	184,955	10	194,153	235	17,147,420	1,495	25,303,712		
合 計	81	1,251,624	72	1,187,159	39	681,319	34	629,014	29	562,657	324	20,757,147	9,979	71,843,634		

(3) 土 地

区 分	① 価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				② 法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				③ 法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のも				④ 法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		⑤ 課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの		
	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	控除額	件数	面 積	価 格
住 宅 用 宅 地	825	㎡ 57,321	千円 21,217	千円 42,434		㎡	千円	千円	8,951	㎡ 8,121,393	千円 22,034,061	千円 44,068,122	2	千円 943		㎡	千円
上 記 以 外 の 宅 地	48	3,534	1,753	3,507					733	5,055,961	1,340,341	2,680,681					
農 地	1,071	1,529,521	26,588	26,588					1,335	14,312,724	765,486	765,486	629	133,684			
山 林	343	793,033	715	715					219	12,490,623	105,654	105,654	2	204			
そ の 他	76	383,366	376	376	1	845	4,421	4,421	70	6,505,540	26,287	26,288	5	867			
計	2,363	2,766,775	50,649	73,620	1	845	4,421	4,421	11,308	46,486,241	24,271,829	47,646,231	638	135,698			

- (注) 1 令和5年度課税分について記載した。
2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。
3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。
4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区 分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等され る前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により 全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の 適用により徴収猶予をしているも の ⑩		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納 税義務の免除をしたもの ⑪		調 定 額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪	
			件 数	減額した額 千円	件 数	減額した額 千円	件 数	徴収猶予額 千円	件 数	減額、納税義務 の免除をした額 千円		件 数
住 宅 用 宅 地	22,033,118	660,394	1,210	50,555	570	34,403				1	142	575,294
上 記 以 外 の 宅 地	1,340,341	40,141	31	776	10	427						38,938
農 地	631,802	18,646						132	1,935	4	31	16,680
山 林	105,450	3,141										3,141
そ の 他	25,420	755										755
計	24,136,131	723,077	1,241	51,331	580	34,830		132	1,935	5	173	634,808

(4) 土地の価格段階別

区 分	10万円未満のもの ①		10万円以上 13万円以下のもの ②		13万円を超え 20万円以下のもの ③		20万円を超え 150万円以下のもの ④		150万円を超え 200万円以下のもの ⑤		200万円を超え 500万円以下のもの ⑥		500万円を超え 1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超える もの ⑨		合 計 ⑩	
	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円
住 宅 用 宅 地	841	22,150	57	6,651	140	23,378	4,489	3,756,972	1,177	2,042,016	2,370	6,970,990	452	3,070,956	158	2,132,305	92	4,029,860	9,776	22,055,278
上 記 以 外 の 宅 地	58	2,024	16	1,887	29	4,795	455	311,969	64	111,589	102	308,836	39	265,462	12	163,519	6	172,013	781	1,342,094
農 地	1,086	27,204	117	13,259	191	31,718	921	503,782	47	78,224	40	111,408	4	26,479					2,406	792,074
山 林	352	1,072	48	5,448	42	6,751	109	51,803	3	5,191	6	19,510	1	6,516	1	10,078			562	106,369
そ の 他	78	436	16	1,843	17	2,645	35	15,555						1	10,605			147	31,084	
計	2,415	52,886	254	29,088	419	69,287	6,009	4,640,081	1,291	2,237,020	2,518	7,410,744	496	3,369,413	172	2,316,507	98	4,201,873	13,672	24,326,899

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの (1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの (耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの (公営住宅等控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの (収用控除特例)		法第73条の14第8項に該当するもの (市街地再開発事業)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの (土地地区画整理法)		法第73条の14第9項第2号に該当するもの (都市再開発法)		法第73条の14第9項第3号に該当するもの (防災街区整備法)		法第73条の14第10項第1号に該当するもの (農振地域(交換分合))		法第73条の14第10項第2号に該当するもの (農振地域(整備計画))		法第73条の14第11項に該当するもの (防災街区整備事業)		法第73条の14第12項に該当するもの (家庭的保育事業) (実績)		法第73条の14第12項に該当するもの (家庭的保育事業) (参酌基準によった場合)		法第73条の14第13項に該当するもの (居宅訪問型保育事業) (実績)				
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	
家屋	建築分	2,938	千円 28,742,663		千円		千円	2	千円 6,163		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	承継分	42	242,841	743	2,187,558																										
	小計	2,980	28,985,504	743	2,187,558			2	6,163																						
土地							2	5,362																							
計	2,980	28,985,504	743	2,187,558			4	11,525																							

区分	法第73条の14第13項に該当するもの (居宅訪問型保育事業) (参酌基準によった場合)		法第73条の14第14項に該当するもの (事業所内保育事業) (実績)		法第73条の14第14項に該当するもの (事業所内保育事業) (参酌基準によった場合)		法第73条の14第15項に該当するもの (認定生活困窮者 就労訓練事業)		法附則第11条第1項 (農用地利用集積等促進計 画)		法附則第11条第2項 (高規格堤防)		法附則第11条第3項 (特定目的会社)		法附則第11条第4項 (投資信託の引受け)		法附則第11条第5項 (投資法人)		法附則第11条第6項 (PFI〔公共施設等〕)		法附則第11条第7項 (認定都市再生計画) (実績)		法附則第11条第7項 (認定都市再生計画) (参酌基準によった場合)		法附則第11条第8項 (認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項 (重要無形文化財)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	446	5,071,739		千円
	承継分																									3	27,327		
	小計																								449	5,099,066			
土地								632	134,756																				
計								632	134,756																449	5,099,066			

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項 第1号イ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項 第1号ロ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号イ (不動産特定共同事業契約: 特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号ロ (不動産特定共同事業契約: 建替え家屋)		法附則第11条第12項 第2号ハ (不動産特定共同事業契約: 新築特定家屋)		法附則第11条第12項 第2号ニ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋)		法附則第11条第12項 第2号ホ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋の敷地)		法附則第11条第13項 (低未利用土地)		法附則第11条第14項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条第15項 (帰還・移住等環境整備推進法人)		法附則第11条第16項 (居住誘導区域等権利設定等促進計画)		法附則第11条第17項 (鉄道建設・運輸施設整備支援機構)					
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
家																																
承継分																																
屋																																
小計																																
土地																																
計																																

区分	法附則第11条第18項 (認定再編計画)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋の敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替農用地)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		合計			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				千円
家																								3,386
承継分																								788
屋																								2,457,726
小計																								4,174
土地			9,687	23,444,294																				10,321
計			9,687	23,444,294																				14,495
																								59,862,703

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの (附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用住宅用地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの (特例適用住宅用地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの (特例適用住宅用地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの (耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家減額をしたもの	5	7,822																
屋納税義務を免除したもの																		
士減額をしたもの			747	38,434	13	1,963	319	13,501	737	32,127	5	136						
地納税義務を免除したもの																		
徴収猶予をしたもの																		
合計	5	7,822	747	38,434	13	1,963	319	13,501	737	32,127	5	136						

区分	法第73条の27の3に該当するもの (被収用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの (譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの (第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの (農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの (土地改良区)		法附則第11条の4第1項に該当するもの (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第2項(第3項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(土地))		法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家減額をしたもの													107	5,710				
屋納税義務を免除したもの																		
士減額をしたもの																		
地納税義務を免除したもの							132	1,935										
徴収猶予をしたもの																		
合計							132	1,935					107	5,710				

区分	法附則第62条第1項に該当するもの (耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家減額をしたもの									112	13,532
屋納税義務を免除したもの							26	65,324	26	65,324
士減額をしたもの								1,821	86,161	
地納税義務を免除したもの							5	173	137	2,108
徴収猶予をしたもの										
合計							31	65,497	2,096	167,125

6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①－(②+③+④+⑤+⑥+⑦)	調定額	
				法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦			
ゴ ル フ 場	18ホールを超えるもの	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超 1,000円未満 800円	1	32,391	76	7,567	109	22	52		24,565	22,029
		600円以上 800円未満 400円以上 600円未満 400円未満	3	75,978	103	15,191	461				60,223	26,560
		小計	4	108,369	179	22,758	570	22	52		84,788	48,589
	18ホール	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超 1,000円未満 800円	1	26,797	46	4,106	33	30			22,582	17,625
		600円以上 800円未満 400円以上 600円未満 400円未満	2 6	39,723 141,428	84 446	7,017 27,068	83 495		196		32,539 113,223	17,358 54,220
		小計	9	207,948	576	38,191	611	30	196		168,344	89,203
		18ホール未満9ホールを超えるもの	500円以上 400円以上 500円未満 300円以上 400円未満 300円未満									
	9ホール	500円以上 400円以上 500円未満 300円以上 400円未満 300円未満	2	12,466	171	2,712	53		225		9,305	3,723
		小計	2	12,466	171	2,712	53		225		9,305	3,723
		計	15	328,783	926	63,661	1,234	52	473		262,437	141,515

(注) 1 「施設数」欄には、令和6年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。
 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和5年3月1日から令和6年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。
 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2、第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額		
					千円	千円	千円	千円	千円		
自動車税環境性能割	乗 用 車	普 通 車	営業用	10	1				26,929	538	
			自家用	13,380	8,289	9	5,091	17,559,990		17,559,990	483,571
		計	13,390	8,290	9	5,100	17,586,919		17,586,919	484,109	
	小 型 車	営業用	85	81		4	6,005		6,005	77	
		自家用	11,046	3,748	131	7,298	12,729,712		12,729,712	347,212	
		計	11,131	3,829	131	7,302	12,735,717		12,735,717	347,289	
		計	95	82		13	32,934		32,934	615	
		計	24,426	12,037	140	12,389	30,289,702		30,289,702	830,783	
		計	24,521	12,119	140	12,402	30,322,636		30,322,636	831,398	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	318	132		186	2,648,623		2,648,623	37,641
			自家用	981	379		602	3,699,030		3,699,030	76,475
			計	1,299	511		788	6,347,653		6,347,653	114,116
	けん引車	けん引車	営業用	47	10		37	646,940		646,940	6,645
			自家用	13	1		12	217,866		217,866	2,981
			計	60	11		49	864,806		864,806	9,626
	被けん引車	被けん引車	営業用	34			34	377,121		377,121	7,542
			自家用	7	1		6	54,796		54,796	1,644
			計	41	1		40	431,917		431,917	9,186
	貨客兼用車	貨客兼用車	営業用	5	3		2	4,376		4,376	44
			自家用	1,784	882		902	1,814,731		1,814,731	46,146
		計	1,789	885		904	1,819,107		1,819,107	46,190	
	計	404	145		259	3,677,060		3,677,060	51,872		
	計	2,785	1,263		1,522	5,786,423		5,786,423	127,246		
	計	3,189	1,408		1,781	9,463,483		9,463,483	179,118		
バス	営業用	一般乗合用	13	5		8	140,048	60,000	80,048	1,189	
		一般乗合用以外	23	18		5	75,734		75,734	3,036	
	自家用	102	39		63	287,195		287,195	7,818		
	計	138	62		76	502,977	60,000	442,977	12,043		
三輪の小型自動車	営業用										
	自家用										
	計										
特殊用途車	営業用	334	60	3	274	3,840,326		3,840,326	53,471		
	自家用	474	243	44	231	1,491,804		1,491,804	40,983		
	計	808	303	47	505	5,332,130		5,332,130	94,454		
	計	869	310	3	559	7,766,102	60,000	7,706,102	110,183		
	計	27,787	13,582	184	14,205	37,855,124		37,855,124	1,006,830		
	計	28,656	13,892	187	14,764	45,621,226	60,000	45,561,226	1,117,013		

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
					千円	千円	千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	14	2	12	20,981		20,981	274	
		自家用	15,122	6,660	45	8,462	12,845,155		12,845,155	195,463
		計	15,136	6,662	45	8,474	12,866,136		12,866,136	195,737
	四輪トラック	営業用	217	14	203	234,125			234,125	2,918
		自家用	5,729	426	8	5,303	5,917,760		5,917,760	110,262
		計	5,946	440	8	5,506	6,151,885		6,151,885	113,180
	三輪車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	231	16	215	255,106			255,106	3,192
自家用		20,851	7,086	53	13,765	18,762,915		18,762,915	305,725	
計		21,082	7,102	53	13,980	19,018,021		19,018,021	308,917	
総 計	営業用	1,100	326	3	774	8,021,208	60,000	7,961,208	113,375	
	自家用	48,638	20,668	237	27,970	56,618,039		56,618,039	1,312,555	
	計	49,738	20,994	240	28,744	64,639,247	60,000	64,579,247	1,425,930	

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第150条、法第445条、法第446条、法第447条、法附則第12条の2の10第1項及び第4項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「ASV特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーを記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和5年2月から令和6年1月（市町村への払い込みが令和5年4月から令和6年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区分	新規登録、 新規検査又は 届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税額		
											千円	千円
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普通車	営業用	56	20	22	98	98				
			自家用	11,442	13,841	3,924	29,207	27,557	20	1,650	2,126,698	2,126,698
		計	11,498	13,861	3,946	29,305	27,655	20	1,650	2,126,698	2,126,698	61,357
	小型車	営業用	62	80	60	202	201		1	687	687	14
		自家用	6,667	12,759	3,871	23,297	22,280	13	1,017	818,391	818,391	23,248
	計	6,729	12,839	3,931	23,499	22,481	13	1,018	819,078	819,078	23,262	
	計	営業用	118	100	82	300	299		1	687	687	14
		自家用	18,109	26,600	7,795	52,504	49,837	33	2,667	2,945,089	2,945,089	84,605
	計	18,227	26,700	7,877	52,804	50,136	33	2,668	2,945,776	2,945,776	84,619	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	309	442	1,123	1,874	1,803	71	150,934	150,934	3,117
			自家用	1,427	2,438	819	4,684	4,578	106	230,721	230,721	7,244
			計	1,736	2,880	1,942	6,558	6,381	177	381,655	381,655	10,361
		けん引車	営業用	51	88	154	293	274	19	37,743	37,743	423
			自家用	9	12	11	32	31	1	502	502	47
		計	60	100	165	325	305	20	38,245	38,245	470	
被けん引車		営業用	18	96	33	147	140	7	9,775	9,775	195	
		自家用	7	5	7	19	18	1	6,751	6,751	202	
計		25	101	40	166	158	8	16,526	16,526	397		
貨客兼用車		営業用	12	9	36	57	57					
		自家用	1,233	1,424	750	3,407	3,349	58	61,978	61,978	1,596	
計		1,245	1,433	786	3,464	3,406	58	61,978	61,978	1,596		
計	営業用	390	635	1,346	2,371	2,274	97	198,452	198,452	3,735		
	自家用	2,676	3,879	1,587	8,142	7,976	166	299,952	299,952	9,089		
計	3,066	4,514	2,933	10,513	10,250	263	498,404	498,404	12,824			
バス	営業用	一般乗合用	27	9	23	59	58	1				
		一般乗合用以外	50	32	150	232	222	10	16,533	16,533	233	
	自家用	48	80	40	168	165	3	6,003	6,003	180		
計	125	121	213	459	445	14	22,536	22,536	413			
三輪の小型自動車	営業用											
	自家用											
計												
特種用途車	営業用	166	419	687	1,272	1,193	79	264,334	264,334	6,352		
	自家用	462	687	348	1,497	1,467	30	62,959	62,959	1,948		
	計	628	1,106	1,035	2,769	2,660	109	327,293	327,293	8,300		
計	営業用	751	1,195	2,288	4,234	4,046	188	480,006	480,006	10,334		
	自家用	21,295	31,246	9,770	62,311	59,445	33	2,866	3,314,003	3,314,003	95,822	
計	22,046	32,441	12,058	66,545	63,491	33	3,054	3,794,009	3,794,009	106,156		

区 分	新規登録、 新規検査又は 届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ④-⑤	取 得 価 額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
								千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	21	3	24	24					
		自家用	23,239	32,711	8,202	64,152	62,757	2	1,395	971,501	13,433
		計	23,260	32,711	8,205	64,176	62,781	2	1,395	971,501	13,433
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	92	2	187	281	275		6	3,021	52
		自家用	5,549	10,550	1,742	17,841	17,294	2	547	315,624	5,733
		計	5,641	10,552	1,929	18,122	17,569	2	553	318,645	5,785
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	113	2	190	305	299		6	3,021	52
		自家用	28,788	43,261	9,944	81,993	80,051	4	1,942	1,287,125	19,166
		計	28,901	43,263	10,134	82,298	80,350	4	1,948	1,290,146	19,218
総 計	営業用	864	1,197	2,478	4,539	4,345		194	483,027	10,386	
	自家用	50,083	74,507	19,714	144,304	139,496	37	4,808	4,601,128	114,988	
	計	50,947	75,704	22,192	148,843	143,841	37	5,002	5,084,155	125,374	

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額				
		免除、減免及び免税点以下台数								①	②	③	④
自動車税 環境性能割	乗用車	普通車	営業用	108	99					千円	千円	千円	千円
			自家用	42,587	35,846	29	6,741	19,686,688		19,686,688	544,928		
		計	42,695	35,945	29	6,750	19,713,617		19,713,617	545,466			
		小型車	営業用	287	282		5	6,692		6,692	91		
			自家用	34,343	26,028	144	8,315	13,548,103		13,548,103	370,460		
		計	34,630	26,310	144	8,320	13,554,795		13,554,795	370,551			
	計	395	381	14	14	33,621		33,621	629				
	計	営業用	76,930	61,874	173	15,056	33,234,791		33,234,791	915,388			
		自家用	77,325	62,255	173	15,070	33,268,412		33,268,412	916,017			
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	2,192	1,935		257	2,799,557		2,799,557	40,758		
			自家用	5,665	4,957		708	3,929,751		3,929,751	83,719		
			計	7,857	6,892		965	6,729,308		6,729,308	124,477		
		けん引車	営業用	340	284		56	684,683		684,683	7,068		
			自家用	45	32		13	218,368		218,368	3,028		
			計	385	316		69	903,051		903,051	10,096		
		被けん引車	営業用	181	140		41	386,896		386,896	7,737		
			自家用	26	19		7	61,547		61,547	1,846		
			計	207	159		48	448,443		448,443	9,583		
		貨客兼用車	営業用	62	60		2	4,376		4,376	44		
			自家用	5,191	4,231		960	1,876,709		1,876,709	47,742		
			計	5,253	4,291		962	1,881,085		1,881,085	47,786		
	計	2,775	2,419	356	356	3,875,512		3,875,512	55,607				
	計	10,927	9,239	1,688	1,688	6,086,375		6,086,375	136,335				
計	13,702	11,658	2,044	2,044	9,961,887		9,961,887	191,942					
バス	営業用	一般乗合用	72	63		9	140,048	60,000	80,048	1,189			
		一般乗合用以外	255	240		15	92,267		92,267	3,269			
	自家用	270	204		66	293,198		293,198	7,998				
計	597	507		90	525,513	60,000	465,513	12,456					
三輪の小型自動車	営業用												
	自家用												
計	営業用	1,606	1,253	3	353	4,104,660		4,104,660	59,823				
	自家用	1,971	1,710	44	261	1,554,763		1,554,763	42,931				
	計	3,577	2,963	47	614	5,659,423		5,659,423	102,754				
計	5,103	4,356	3	747	8,246,108	60,000	8,186,108	120,517					
計	営業用	90,098	73,027	217	17,071	41,169,127		41,169,127	1,102,652				
	自家用	95,201	77,383	220	17,818	49,415,235	60,000	49,355,235	1,223,169				

区 分	新規登録、新規検査、届出回数、移転登録回数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税額	
		①	②		千円 ③	千円 ④	千円 ⑤	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	38	26		12	20,981		20,981	274
		自家用	79,274	69,417	47	9,857	13,816,656		13,816,656	208,896
		計	79,312	69,443	47	9,869	13,837,637		13,837,637	209,170
	四輪トラック	営業用	498	289		209	237,146		237,146	2,970
		自家用	23,570	17,720	10	5,850	6,233,384		6,233,384	115,995
		計	24,068	18,009	10	6,059	6,470,530		6,470,530	118,965
	三輪車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	536	315		221	258,127		258,127	3,244
		自家用	102,844	87,137	57	15,707	20,050,040		20,050,040	324,891
		計	103,380	87,452	57	15,928	20,308,167		20,308,167	328,135
総計	営業用	5,639	4,671	3	968	8,504,235	60,000	8,444,235	123,761	
	自家用	192,942	160,164	274	32,778	61,219,167		61,219,167	1,427,543	
	計	198,581	164,835	277	33,746	69,723,402	60,000	69,663,402	1,551,304	

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

工 取得価額段階別（新車）

区	分	50万円以下 の台数	50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超え 200万円以下のもの		200万円を超え 250万円以下のもの		250万円を超え 300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合 計									
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額				
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円					
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用						1	2,465	49	5	14,360	287	3	10,104	202	9	26,929	538				
			自家用	17			278	505,239	15,146	569	1,282,217	36,876	1,864	5,208,278	131,695	2,367	10,564,256	299,854	5,078	17,559,990	483,571			
		計	17			278	505,239	15,146	570	1,284,682	36,925	1,869	5,222,638	131,982	2,370	10,574,360	300,056	5,087	17,586,919	484,109				
		小型車	営業用		2	2,832	14	2	3,173	63									4	6,005	77			
			自家用	2	1,351	1,847,389	48,024	4,905	8,480,337	250,524	874	1,949,507	39,727	149	393,979	7,323	17	58,500	1,614	7,296	12,729,712	347,212		
		計	2	1,353	1,850,221	48,038	4,907	8,483,510	250,587	874	1,949,507	39,727	149	393,979	7,323	17	58,500	1,614	7,300	12,735,717	347,289			
	計	19			2	2,832	14	2	3,173	63	1	2,465	49	5	14,360	287	3	10,104	202	13	32,934	615		
	計	19	1,351	1,847,389	48,024	5,183	8,985,576	265,670	1,443	3,231,724	76,603	2,013	5,602,257	139,018	2,384	10,622,756	301,468	12,374	30,289,702	830,783				
	計	19	1,353	1,850,221	48,038	5,185	8,988,749	265,733	1,444	3,234,189	76,652	2,018	5,616,617	139,305	2,387	10,632,860	301,670	12,387	30,322,636	831,398				
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用															186	2,648,623	37,641	186	2,648,623	37,641	
			自家用	1	4	5,992	180	15	26,468	686	22	47,485	1,424	16	45,738	1,253	544	3,573,347	72,932	601	3,699,030	76,475		
		計	1	4	5,992	180	15	26,468	686	22	47,485	1,424	16	45,738	1,253	730	6,221,970	110,573	787	6,347,653	114,116			
		けん引車	営業用																37	646,940	6,645	37	646,940	6,645
			自家用																12	217,866	2,981	12	217,866	2,981
		計																49	864,806	9,626	49	864,806	9,626	
		被けん引車	営業用																34	377,121	7,542	34	377,121	7,542
			自家用	1	1	851	26	1	1,105	33									4	52,840	1,585	6	54,796	1,644
		計	1	1	851	26	1	1,105	33									38	429,961	9,127	40	431,917	9,186	
		貨客兼用車	営業用											1	2,878	14				2	4,376	44		
			自家用											45	128,636	2,113	151	571,951	11,970	902	1,814,731	46,146		
計												46	131,514	2,127	151	571,951	11,970	904	1,819,107	46,190				
計		2	1	851	26	430	642,913	19,215	256	417,211	11,121	62	135,070	4,050	61	174,374	3,366	711	4,416,004	89,468	1,521	5,786,423	127,246	
計		2	1	851	26	431	644,411	19,245	256	417,211	11,121	62	135,070	4,050	62	177,252	3,380	968	8,088,688	141,296	1,780	9,463,483	179,118	
バス	一般乗合用以外	営業用															9	140,048	1,189	9	140,048	1,189		
		自家用											1	2,973	59	3	72,761	2,977	4	75,734	3,036			
計												52	4	11,422	523	59	275,773	7,224	63	287,195	7,818			
計												52	5	14,395	582	71	488,582	11,390	76	502,977	12,043			
三輪の自動車	営業用																							
	自家用																							
特殊用途車	営業用																							
	自家用	18	1	617	19	2	2,700	81	13	23,300	699	6	14,442	433	7	20,385	611	218	1,430,360	39,140	247	1,491,804	40,983	
計	18	1	617	19	2	2,700	81	13	23,300	699	7	16,925	483	11	31,409	832	487	5,257,179	92,340	521	5,332,130	94,454		
計	39	2	1,468	64	1,783	2,493,002	67,320	5,452	9,426,087	277,490	1,511	3,381,236	81,138	2,085	5,808,438	143,518	3,372	16,744,893	437,300	14,205	37,855,124	1,006,830		
計	39	2	1,468	64	1,786	2,497,332	67,364	5,454	9,429,260	277,553	1,513	3,386,184	81,237	2,096	5,839,673	144,099	3,913	24,467,309	546,696	14,764	45,621,226	1,117,013		

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの		100万円を超え150万円以下のもの		150万円を超え200万円以下のもの		200万円を超え250万円以下のもの		250万円を超え300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合計								
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額			
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	2	1	千円 969	千円 19	3	4,300	65	9	15,712	190					13	20,981	274				
		自家用	6,600	293	265,585	5,231	3,108	4,194,343	54,330	4,970	8,317,258	134,604	33	67,969	1,298			8,404	12,845,155	195,463			
	計	6,602	294	266,554	5,250	3,111	4,198,643	54,395	4,979	8,332,970	134,794	33	67,969	1,298			8,417	12,866,136	195,737				
	四輪トラック	営業用	14	4	3,772	75	197	228,655	2,809	1	1,698	34					202	234,125	2,918				
		自家用	398	1,850	1,695,406	33,830	3,401	4,048,905	73,154	109	170,623	3,221	1	2,826	57			5,361	5,917,760	110,262			
	計	412	1,854	1,699,178	33,905	3,598	4,277,560	75,963	110	172,321	3,255	1	2,826	57			5,563	6,151,885	113,180				
	三輪車	営業用																					
		自家用																					
	計																						
	計	営業用	16	5	4,741	94	200	232,955	2,874	10	17,410	224						215	255,106	3,192			
自家用		6,998	2,143	1,960,991	39,061	6,509	8,243,248	127,484	5,079	8,487,881	137,825	33	67,969	1,298	1	2,826	57	13,765	18,762,915	305,725			
計	7,014	2,148	1,965,732	39,155	6,709	8,476,203	130,358	5,089	8,505,291	138,049	33	67,969	1,298	1	2,826	57	13,980	19,018,021	308,917				
総計	営業用	16	5	4,741	94	203	237,285	2,918	12	20,583	287	2	4,948	99	11	31,235	581	541	7,722,416	109,396	774	8,021,208	113,375
	自家用	7,037	2,145	1,962,459	39,125	8,292	10,736,250	194,804	10,531	17,913,968	415,315	1,544	3,449,205	82,436	2,086	5,811,264	143,575	3,372	16,744,893	437,300	27,970	56,618,039	1,312,555
計	7,053	2,150	1,967,200	39,219	8,495	10,973,535	197,722	10,543	17,934,551	415,602	1,546	3,454,153	82,535	2,097	5,842,499	144,156	3,913	24,467,309	546,696	28,744	64,639,247	1,425,930	

オ 取得価額段階別（中古車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの		70万円を超え90万円以下のもの		90万円を超え110万円以下のもの		110万円を超え130万円以下のもの		130万円を超え150万円以下のもの		150万円を超えるもの		合計											
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額						
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	73																						
			自家用	21,080	472	278,005	7,942	284	226,714	6,392	197	196,810	5,719	130	153,820	4,354	126	174,144	5,058	441	1,097,205	31,892	1,650	2,126,698	61,357	
		計	21,153	472	278,005	7,942	284	226,714	6,392	197	196,810	5,719	130	153,820	4,354	126	174,144	5,058	441	1,097,205	31,892	1,650	2,126,698	61,357		
		小型車	営業用	137	1	687	14																			
			自家用	18,144	401	238,373	6,624	293	233,494	6,773	237	235,996	6,904	59	71,259	1,913	19	25,999	668	8	13,270	366	1,017	818,391	23,248	
		計	18,281	402	239,060	6,638	293	233,494	6,773	237	235,996	6,904	59	71,259	1,913	19	25,999	668	8	13,270	366	1,018	819,078	23,262		
	計	210	1	687	14																1	687	14			
	計	39,224	873	516,378	14,566	577	460,208	13,165	434	432,806	12,623	189	225,079	6,267	145	200,143	5,726	449	1,110,475	32,258	2,667	2,945,089	84,605			
	計	39,434	874	517,065	14,580	577	460,208	13,165	434	432,806	12,623	189	225,079	6,267	145	200,143	5,726	449	1,110,475	32,258	2,668	2,945,776	84,619			
	けん引車・被けん引車	けん引車	営業用	1,066	20	11,737	114	14	11,083	84	3	2,995	46	5	5,932	82	8	11,374	121	21	107,813	2,670	71	150,934	3,117	
自家用			3,293	16	9,496	204	11	9,146	148	11	11,068	199	13	15,598	288	3	4,215	84	52	181,198	6,321	106	230,721	7,244		
計		4,359	36	21,233	318	25	20,229	232	14	14,063	245	18	21,530	370	11	15,589	205	73	289,011	8,991	177	381,655	10,361			
被けん引車		営業用	126	9	5,279	81	2	1,563	12	1	1,035	21							7	29,866	309	19	37,743	423		
		自家用	18	1	502	10																	1	502	47	
計		144	10	5,781	91	2	1,563	12	1	1,035	21								7	29,866	346	20	38,245	470		
被けん引車	営業用	113	2	1,074	21	1	847	17				1	1,250	25				3	6,604	132	7	9,775	195			
自家用	13																	1	6,751	202	1	6,751	202			
計	126	2	1,074	21	1	847	17				1	1,250	25				4	13,355	334	8	16,526	397				

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの		70万円を超え90万円以下のもの		90万円を超え110万円以下のもの		110万円を超え130万円以下のもの		130万円を超え150万円以下のもの		150万円を超えるもの		合 計										
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額					
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
自動車税	トラック	貨客兼用車	営業用	37																					
		貨客兼用車	自家用	2,504	14	8,608	245	10	7,675	183	18	17,845	384	4	4,783	119	4	5,593	141	8	17,474	524	58	61,978	1,596
		貨客兼用車	計	2,541	14	8,608	245	10	7,675	183	18	17,845	384	4	4,783	119	4	5,593	141	8	17,474	524	58	61,978	1,596
	バス	営業用	1,342	31	18,090	216	17	13,493	113	4	4,030	67	6	7,182	107	8	11,374	121	31	144,283	3,111	97	198,452	3,735	
		自家用	5,828	31	18,606	459	21	16,821	331	29	28,913	583	17	20,381	407	7	9,808	225	61	205,423	7,084	166	299,952	9,089	
		計	7,170	62	36,696	675	38	30,314	444	33	32,943	650	23	27,563	514	15	21,182	346	92	349,706	10,195	263	498,404	12,824	
	性能割	三輪の小型自動車	営業用																						
		三輪の小型自動車	自家用																						
		三輪の小型自動車	計																						
	環境性能割	特殊用途車	営業用	612	25	14,558	168	13	9,953	117	6	6,126	73	2	2,268	61	2	2,831	73	36	228,598	5,860	84	264,334	6,352
		特殊用途車	自家用	1,017	3	1,732	59	9	6,740	179	4	3,986	120				1	1,303	133	13	49,198	1,458	30	62,959	1,949
		特殊用途車	計	1,629	28	16,290	227	22	16,693	296	10	10,112	193	2	2,268	61	3	4,134	206	49	277,796	7,318	114	327,293	8,301
	軽自動車税	四輪乗用車	営業用	2,277	57	33,335	398	31	24,247	246	10	10,156	140	8	9,450	168	10	14,205	194	72	388,613	9,188	188	480,006	10,334
		四輪乗用車	自家用	46,192	908	537,218	15,099	607	483,769	13,675	467	465,705	13,326	206	245,460	6,674	153	211,254	6,084	525	1,370,597	40,964	2,866	3,314,003	95,822
四輪乗用車		計	48,469	965	570,553	15,497	638	508,016	13,921	477	475,861	13,466	214	254,910	6,842	163	225,459	6,278	597	1,759,210	50,152	3,054	3,794,009	106,156	
環境性能割	四輪トラック	営業用	24																						
	四輪トラック	自家用	62,734	890	535,084	7,314	431	345,702	4,359	95	89,132	1,744				1	1,583	16	1	1,583	16	1,417	971,501	13,433	
	四輪トラック	計	62,758	890	535,084	7,314	431	345,702	4,359	95	89,132	1,744				1	1,583	16	1	1,583	16	1,417	971,501	13,433	
環境性能割	三輪車	営業用	275	6	3,021	52																6	3,021	52	
	三輪車	自家用	17,283	478	276,427	4,974	45	37,042	716	1	950	19	1	1,205	24							525	315,624	5,733	
	三輪車	計	17,558	484	279,448	5,026	45	37,042	716	1	950	19	1	1,205	24							531	318,645	5,785	
環境性能割	三輪車	営業用	299	6	3,021	52																6	3,021	52	
	三輪車	自家用	80,017	1,368	811,511	12,288	476	382,744	5,075	96	90,082	1,763	1	1,205	24							1	1,583	16	
	三輪車	計	80,316	1,374	814,532	12,340	476	382,744	5,075	96	90,082	1,763	1	1,205	24							1	1,583	16	
環境性能割	三輪車	営業用	2,576	63	36,356	450	31	24,247	246	10	10,156	140	8	9,450	168	10	14,205	194	72	388,613	9,188	194	483,027	10,386	
	三輪車	自家用	126,209	2,276	1,348,729	27,387	1,083	866,513	18,750	563	555,787	15,089	207	246,665	6,698	153	211,254	6,084	526	1,372,180	40,980	4,808	4,601,128	114,988	
	三輪車	計	128,785	2,339	1,385,085	27,837	1,114	890,760	18,996	573	565,943	15,229	215	256,115	6,866	163	225,459	6,278	598	1,760,793	50,168	5,002	5,084,155	125,374	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。
2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和5年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和5年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区 分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差	引	⑨のうち	⑩のうち	⑪のうち	⑫のうち	⑬のうち	⑭のうち	⑮のうち	⑯のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	㉑のうち	㉒のうち	㉓のうち	㉔のうち	年度末								
	現在	現在台	うち	うち	うち	②-③	④+⑤	⑥のうち	⑦のうち	⑧のうち	⑩のうち	⑪のうち	⑫のうち	⑬のうち	⑭のうち	現在	現在	現在	現在	障害者	現在	現在	現在	現在									
	登録台数	数	台数	台数	台数	+	+	の構成	の構成	の構成	の構成	の構成	の構成	の構成	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数									
営業用	1,000cc 1,500cc以下	18	18				18				1	1			136									19	5	137							
	1,000cc 超 1,500cc 以下	488	488				488		22	22	5	4	1		4,022			55					39	10	591	590	4,273						
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,514	1,488				1,488		1	1	555	555			14,906			3					6,050	1,356	1,336	1	14,148						
	2,000cc 超 2,500cc 以下	30	27				27				10	5	5		393								79	79	36	30	380						
	2,500cc 超 3,000cc 以下	166	165				165				70	43	27		2,751								774	486	170	169	2,765						
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2				2				2	2			41								41	2	2	2	41						
	3,500cc 超 4,000cc 以下																																
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4				4				4	4			108								108	4	4	4	108						
	4,500cc 超 6,000cc 以下	3	3				3				2	2			90								62	3	3	3	90						
	5,000cc4,500cc超 以下																																
小計	2,225	2,195				2,195		23	23	649	616	33		22,447			58					7,162	575	2,181	2,153	5	1	21,942					
乗用(旧税率適用外)	1,000cc 1,500cc以下	26,275	25,965	38	11	1,034	24,882	55			2,860	2,860			745,439	459							96,954	24,510	36	10	1,069	1,069	23,158	474	8	724,017	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	126,089	123,953	344	82	5,407	118,120	1,237			26,946	26,943	3		4,180,560	10,692							1,066,943	119	115,118	324	77	5,587	5,587	107,616	37	4,007,509	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	104,635	100,850	732	124	3,897	96,097	2,532			26,584	26,293	291		3,888,402	36,447							1,193,702	13,211	97,398	692	123	4,086	4,084	89,429	832	3,739,021	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	45,141	43,186	239	14	1,037	41,896	916			15,050	14,765	285		1,928,478	17,139							730,208	14,281	42,157	226	13	1,077	1,077	39,065	80	1,855,101	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	9,611	8,710	59	118		8,533	302			5,354	4,009	1,345		453,394	5,635							225,984	78,545	8,716	54	117		7,713	3	427,121		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	5,628	5,335	9	1		5,325	220			2,630	2,427	203		314,797	4,180							156,660	13,540	5,182	10	1		4,883		300,837		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	1,866	1,598	2			1,596	41			593	592	1		107,878	779							44,185	76	1,800	2			1,544		104,871		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	936	780	3			777	12			666	660	6		64,709	228							56,516	527	811	2			657		60,529		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,353	1,281	5			1,276	15			523	523			115,932	330							51,747	1,282	4				1,207		112,121		
	5,000cc4,500cc超 以下	71	71				71				24	24			8,234								3,017	72	72	72	72					8,571	
小計	321,605	311,729	1,431	350	11,375	298,573	5,330			81,230	79,096	2,134		11,807,823	75,889							3,625,916	120,299	297,046	1,350	341	11,819	11,817	275,344	474	960	11,339,698	
乗用(新税率適用外)	1,000cc 1,500cc以下	18,579	18,578	25	3	602	17,948								447,025										22,112	30	5	692	692	21,361	303	2	495,812
	1,000cc 超 1,500cc 以下	29,917	29,917	61	10	799	29,047								885,620										39,546	84	12	992	992	38,417		60	1,021,302
	1,500cc 超 2,000cc 以下	18,866	18,866	131	12	493	18,230								655,824										25,032	159	18	618	618	24,198		127	754,872
	2,000cc 超 2,500cc 以下	7,157	7,157	30		181	6,946								291,953										9,477	37	1	219	219	9,202		836	335,074
	2,500cc 超 3,000cc 以下	1,508	1,508	11	12		1,485								73,296										1,875	11	16		1,848		2	82,473	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	404	404	6			398								22,295										667	7		661		1	29,626		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	184	184				184								11,922										215			215		2	12,636		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	21	21				21								1,586										24			24		1	1,730		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	39	39				39								3,393										45			45			3,559		
	5,000cc4,500cc超 以下	6	6				6								660										11			11			816		
小計	76,681	76,680	264	37	2,075	74,304								2,393,574										99,004	328	52	2,521	2,521	95,982	303	1,031	2,737,900	
計	A	400,511	390,604	1,695	387	13,450	375,072	5,330	463	463	81,879	79,712	2,167		14,223,844	75,889	4,400						3,633,078	120,874	398,231	1,678	393	14,340	14,338	373,479	782	1,992	14,099,540

区分	賦課期日	賦課期日	②のうち	②のうち	②のうち	差引	⑥のうち	⑥のうち	⑧のうち	⑧のうち	⑥のうち	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	㉑のうち	㉒のうち	㉓のうち	㉔のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	
	現在	現在	非課税	課税	課税	課税台数	国軍隊	グリーン化	軽減のもの	軽減のもの	グリーン化	PG車	ディーゼル	現在	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	登録	非課税	課税	課税	課税	車	車	車	車	車	車	車	車	車	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
トラック	1トン以下	196	192			192					54	13	41	1,280						92	291	186												181	1,240
	1トン超2トン以下	1,259	1,237			1,237					489	1	488	11,573						10	4,831	1,247												1,223	11,537
	2トン超3トン以下	1,553	1,536			1,536					484		484	19,013							6,389	1,584												1,569	19,236
	3トン超4トン以下	728	720			720					367		367	11,351							6,056	685												682	11,019
	4トン超5トン以下	73	73			73					38		38	1,419							771	74												73	1,383
	5トン超6トン以下	50	49			49					17		17	1,115							411	46												45	1,107
	6トン超7トン以下	171	167			167					67		67	4,426							1,876	174											171	4,467	
	7トン超8トン以下	179	175			175					76		76	5,383							2,462	180											176	5,323	
8トン超	3,793	3,755			3,755					1,229		1,229	194,624							69,211	3,707											3,672	192,004		
トラック	1トン以下	4,946	4,778	36		4,731	11			4,731		2,272	780	1,492	39,666					6,864	13,130	4,843	37			11	11				4,616	39,183			
	1トン超2トン以下	21,985	21,529	165		21,327	37			21,327	4	15,723	111	15,612	262,638	128				1,399	196,711	21,437	160			40	40				20,792	259,341			
	2トン超3トン以下	6,197	6,125	71		6,054				6,054	4	3,388		3,388	102,324	104					59,629	6,269	71							6,120	102,210				
	3トン超4トン以下	5,125	5,051	76		4,974	1			4,974	3	2,840	2	2,838	107,632	47				45	63,855	5,154	75			1	1			5,003	107,932				
	4トン超5トン以下	474	468	8		460				460	7	250		250	12,327	150					7,000	471	9							459	12,162				
	5トン超6トン以下	218	218	7		211				211	1	109		109	6,659	32					3,597	223	8							214	6,671				
	6トン超7トン以下	369	369	13		356				356		220		220	13,230						8,470	380	12						369	13,356					
	7トン超8トン以下	409	405	1		404				404	4	208		208	17,062	30					9,256	417	1						411	16,810					
8トン超	1,896	1,881	5		1,876				1,876	5	1,040		1,040	115,709	111					67,193	1,960	5						1,933	115,443						
小計	49,621	48,728	382		48,297	49			48,297	28	28,871	907	27,964	927,431	602					8,410	521,139	49,037	378			52	52		47,709	920,424					
トラック	営業用小型車																																		
	営業用普通車	1,020	1,016			1,016				1,016		255		255	15,724					4,233	1,017											1,013	15,811		
	自家用小型車																																		
	自家用普通車	117	116			116				116		55		55	2,500						1,243	126									125	2,614			
	小計	1,137	1,132			1,132				1,132		310		310	18,224						5,476	1,143								1,138	18,425				
	営業用小型車(8トン以下)	9	9			9				9					68							11										11	77		
	営業用普通車(8トン超)	920	916			916				916					63,007						904										900	63,330			
	自家用小型車(8トン以下)	12	10	1		9				9					48							12	1								9	48			
自家用普通車(8トン超)	42	40	9		31				31					316							42	9								31	329				
小計	1,114	1,103	10		1,093				1,093					74,159							1,103	10							1,082	74,704					
トラック	営業用1,000cc以下																																		
	営業用1,000cc超1,500cc以下	82	79			79				79		43	42	1	932					517	12	71							2		69	891			
	営業用1,500cc超	190	174			174				174		79	13	66	2,372					182	929	190							11	172	2,362				
	自家用1,000cc以下	8	8		1	7				7		3	3		96					44		9	1							8	97				
	自家用1,000cc超1,500cc以下	8,158	8,091	74	2	7,988	27			7,988	2	976	919	57	115,581	15				14,444	879	8,443	71			31	31			8,275	118,019				
	自家用1,500cc超	20,446	19,878	378	9	19,384	107			19,384	16	7,438	1,234	6,204	328,825	316				21,775	112,334	20,335	377			114	114			19,302	328,110				
	小計	28,884	28,230	453	11	27,632	134			27,632	18	8,539	2,211	6,328	447,806	331				36,962	114,154	29,048	449	13		145	145			27,826	449,479				
	計 B	80,756	79,193	845	11	78,154	46			78,154	46	37,720	3,118	34,602	1,467,620	933				45,372	640,769	80,331	837	13		197	197			77,755	1,463,032				

区分	賦課期日	賦課期日	②のうち	②のうち	②のうち	差引	⑥のうち	⑥のうち	⑧のうち	⑧のうち	⑥のうち	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	現年度末	現年度末	現年度末	現年度末	⑳のうち	㉑のうち	㉒のうち	㉓のうち	㉔のうち	年度末	現年度末	現年度末	現年度末	現年度末	㉖のうち	㉗のうち	㉘のうち	年度末
	現在	現在	非課税	課税免除	課税免除	課税台数 ②-③ +④+⑤	合衆 国軍隊 の構成 員等分	ちグリーン 化による 軽減の 適用を 受けた もの	軽減のもの	軽減のもの	ちグリーン 化による 重課の 適用を 受けた もの	リン車又はL P G車	ちディ ーゼル	現在	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	台	台	台	台	台	ち身体 障害者 等に 係る もの	ち電 気 を 動 力 源 と す る もの	ち天然 ガスを 動力源 とする もの	ちハイ ブリッド 車	現在	現在	現在	現在	現在	千円	千円	千円	千円	千円
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲		
営業用	30人以下	89	89			89								1,068						90																	964		
	30人超40人以下	47	47			47								682						50																	693		
	40人超50人以下	56	56			56								980						54			7														856		
	50人超60人以下	341	341	119		222								4,440						314	117		65													2,979			
	60人超70人以下	60	60	8		52								1,170						70	4		25													678			
	70人超80人以下	175	175	118		57								1,453						191	129		24													875			
	80人超	6	6			6								174						6			2													116			
	小計	774	774	245		529								9,967						775	250		133													7,161			
	30人以下	246	244			244					146	2	144	6,845				58	4,190	251																	6,862		
	30人超40人以下	43	43			43					24		24	1,453					845	44																	1,404		
40人超50人以下	125	124			124					86		86	5,039					3,595	124																	5,021			
50人超60人以下	341	340			340					181		181	15,756					8,760	348																	15,902			
60人超70人以下	71	71			71					31		31	3,741					1,721	77																	3,734			
70人超80人以下	11	11	10		1					1		1	63					63	1																63				
80人超																																							
小計	837	833	10		823					469	2	467	32,897				58	19,174	845																	32,986			
30人以下	1,572	1,554	198	229	1,127					532	28	504	38,947				1,016	18,295	1,540	195	214															38,712			
30人超40人以下	55	53	16	15	22					11		11	947					496	53	16	15														919				
40人超50人以下	182	180	114	1	65					42		42	3,391					2,264	171	112	1														3,217				
50人超60人以下	69	66	28		38					33		33	2,354					2,069	62	22																2,364			
60人超70人以下	20	20	8		12					4		4	812					288	21	8																812			
70人超80人以下	4	4	2		2					2		2	163					163	4	2															163				
80人超	6	6	2		4					4		4	365					365	5	2															358				
小計	1,908	1,883	368	245	1,270					628	28	600	46,979				1,016	23,940	1,856	357	230															46,545			
計 C	3,519	3,490	623	245	2,622					1,097	30	1,067	89,843				1,074	43,114	3,476	607	230	133														86,692			
営業用 三輪の 小型自動車	17	15			15					15	15	15	114					114	16																	124			
計 D	17	15			15					15	15	15	114					114	16																	124			
営業用 特種用途車	5,333	5,294			102	5,192				1,340	146	1,194	192,973				1,544	43,639	5,291				113	113												192,964			
14,634	14,421	2,429	292	1,758	9,942	10	2	2		4,687	489	4,198	205,213	193	10		14,403	99,008	14,600	2,424	284	1,846	1,846												204,301				
計 E	19,967	19,715	2,429	292	1,860	15,134	10	2	2	6,027	635	5,392	398,186	193	10		15,947	142,647	19,891	2,424	284	1,959	1,959												397,265				
合計 A+B+C+D+E	504,770	493,017	5,592	935	15,493	470,997	5,386	465	465	126,738	83,510	43,228	16,179,607	77,015	4,410		3,695,585	947,404	501,945	5,546	920	16,629	16,494												1,992	16,046,653			

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。
2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。
3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。
4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。
5 「⑥のうちグリーン化による軽減の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。
6 「⑭のうち⑭に係る調定額」、「⑭のうち⑭に係る調定額」、「⑭のうち⑭に係る調定額」及び「⑭のうち⑭に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。
7 「⑳のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。
8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。
9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

8 鉱 区 税 に 関 す る 調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額	
	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長		
砂鉱を 目的と しない 鉱業権 の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外		百メートル		百メートル	千円	
		石油又は天然ガス鉱区						
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	41	5,001		41	5,018	2,007
		石油又は天然ガス鉱区						
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区		法第180条第1項第 2号に規定する鉱区		千メートル		千メートル		
		法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区						
合 計			41			41		2,007

9 狩 猟 税 に 関 す る 調

	区 分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		234	千円 2,998
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	40	328
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	64	525
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	130	2,145
	所得割額の納付を要しない者		28	215
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	11	61
⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	6	33	
⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	11	121	
課税免除		615		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの		606		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの		9		
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		2	12
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2		
	⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
	所得割額の納付を要しない者			
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉒ 上記に該当しないもの	5,500円			
課税免除		12		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの		12		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの				
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		56	389
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4	16
	㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	13	53
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	39	320
	所得割額の納付を要しない者		3	14
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	2	11	
課税免除		196		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの		191		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの		5		
第二種銃猟免許に係る登録	⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉒ 法附則第32条第1項に該当するもの		6	74
	㉓ 法附則第32条第2項に該当するもの			
	㉔ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉕ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	3	8
㉖ 上記に該当しないもの	5,500円	12	66	
① ~ ㉖ の 合 計			1,167	3,702

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分	数 量	件 数
引 取 数 量 ①	543,884	キロリットル
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	150,228	
差 引 ①-② ③	393,656	
欠 特 約 業 者 分 1/100	3,501	
減 元 売 業 者 分 0.3/100	131	
量 計 ④	3,632	
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	390,024	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2③) 【課税対象とならない数量】	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2④) 【課税対象とならない数量】	
	炭化水素油の消費量 (法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額 (法144の3①V) 【課税対象とならない数量】	8
	みなす課税された軽油の輸入量 (法144の3①VI) 【課税対象とならない数量】	【 8 】
	その 他	2,807
	計 ⑥	【 1,309 】
【課税対象とならない数量の計】 ⑦	【 1,317 】	
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	1,498	
合 計 ⑤+⑧	391,522	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	18
	特 約 業 者	14
	計	44
		129
	仮 特 約 業 者	281
	そ の 他 の 者	44
	147	
	295	

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者らの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用され軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局長通達))に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和6年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 税 油 使 用 者 数	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
		キロリットル		千円		千円		千円		千円
法第百四十四条の五	輸 出	1								
	課 税 済	52	52,812							
	小 計 A	53	52,812							
法第百四十四条の六	石 油 化 学 製 品 製 造 業									
法 附 則 第 十 二 条 の 一	船 舶	2,379	36,459	2	129					
	自 衛 隊 (機 械 等)	6	900							
	鉄 道 事 業 又 は 軌 道 事 業	4	5,096	1	128					
	農 業 等	9,526	19,431							
	林 業 等	78	5,349							
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	10	156							
	生コンクリート製造業									
	鉱物の掘採事業	52	8,793	328	547					
	とび・土工工事業	1	55							
	鉱さいパラス製造業	5	870	1	6					
	港湾運送業	6	131							
	倉庫業	1	1							
	貨物利用運送事業	1	1							
	鉄道貨物積卸業									
	航空運送サービス業	5	42							
	廃棄物処理事業	12	154							
	木材加工業	28	521							
木材市場業	2	10								
パークたい肥製造業	1	135								
索道事業	10	169								
小 計 B	12,126	78,272	332	810						
法附則第十二条の二の七第五項関係	C									
法附則第十二条の二の七第六項関係	D									
法附則第十二条の二の七第七項関係	E									
アメリカ合衆国軍隊関係	F	2	19,144							
外国公館等の暖房用ボイラー関係	G									
合計 A+B+C+D+E+F+G	12,181	150,228	332	810						

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和6年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和6年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額		納 期 内 収 入 額				滞 納 額 ① - ②				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額						
	①		②				③				任 意 徴 収 ④		差 押 徴 収 ⑤				
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	税 額	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 納 税		
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	件 数	税 額		
現 年 課 税 分	法人県民税	32,459	2,414,866	28,403		2,308,611		4,056		106,255		3,803		99,901		2	36
	法人事業税	17,650	27,289,502	15,253		26,646,760		2,397		642,742		2,318		621,594			
	個人事業税	12,078	1,076,581	10,694		957,081		1,384		119,500		1,245		101,830		1	341
	不動産取得税	15,742	1,833,100	14,416		1,739,828		1,326		93,272		1,202		82,084		2	511
	自動車税 環境性能割	18,169	1,223,169	18,169	9,597	1,223,169	625,350										
	自動車税 種別割	502,642	16,046,653	447,701	18,865	14,802,568	325,090	54,941		1,244,085		53,512		1,191,537		71	2,809
	軽油引取税	2,101	12,567,845	1,409		7,093,911		692	217	5,473,934	5,023,919	365	217	5,473,405	5,023,919		
	その他の県税	10,581	23,489,687	10,553		23,480,421		28		9,266		28		9,266			
	計 A	611,422	85,941,403	546,598	28,462	78,252,349	950,440	64,824	217	7,689,054	5,023,919	62,473	217	7,579,617	5,023,919	76	3,697
	滞納繰越分 B	2,998	137,132					2,998		137,132		1,156		47,954		87	6,957
合計 A + B	614,420	86,078,535	546,598	28,462	78,252,349	950,440	67,822	217	7,826,186	5,023,919	63,629	217	7,627,571	5,023,919	163	10,654	

区 分	滞納額③のうち整理済額		収 入 計		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額		
	差 押 徴 収 ⑤		②+④+⑤		⑦		⑧		①-⑥+⑦-⑧		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
現 年 課 税 分	法人県民税	29	561	32,237	2,409,109			21	900	201	4,857
	法人事業税	3	91	17,574	27,268,445			6	4,653	70	16,404
	個人事業税	18	608	11,958	1,059,860			6	365	114	16,356
	不動産取得税	9	300	15,629	1,822,723					113	10,377
	自動車税 環境性能割			18,169	1,223,169						
	自動車税 種別割	158	6,180	501,442	16,003,094			7	283	1,193	43,276
	軽油引取税			1,774	12,567,316					327	529
	その他の県税			10,581	23,489,687						
	計 A	217	7,740	609,364	85,843,403			40	6,201	2,018	91,799
	滞納繰越分 B	147	6,163	1,390	61,074			235	8,800	1,373	67,258
合計 A + B	364	13,903	610,754	85,904,477			275	15,001	3,391	159,057	

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和6年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	110	5,600
換 価 猶 予 額 ②	372	11,570
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	50	3,942
徴 収 猶 予 額 ④		
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	94	3,462
⑥のうち参加差押に係るもの		130
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	2,765	134,483
計	3,391	159,057

- (注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。
 2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政			収入額の控除の対象となる減免額			
	過 疎 法	企 業 立 地 促 進 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人	677			993	1,749		3,419
不 動 産 取 得 税	21,412		2,091	758	9,840	5,814	39,915
固 定 資 産 税 (特 例 分)							
計	22,089		2,091	1,751	11,589	5,814	43,334

14 地方税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立て

区分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課徴収 個人事業税 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 上記以外 合計										
		1	1							1
		1	1							1

(2) 訴 訟

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度中発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の 完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末 係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				29以前	30	R1	2	3	4		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴	敗訴		1 審	2 審	3 審
賦課徴収 個人事業税 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 滞納処分 その他 合計																				

15 犯 則 事 件 に 関 す る 調

区 分	前年度からの繰越件数		犯 則 摘 発		通 告 処 分			通 告 履 行		告 発			不 問		通知処分	時効完成	翌年度への繰越件数					
	処 未	分 済	履 未	行 済	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	左 の 脱 税 額	通 告 額	件 数	履 行 額	直 告 発		通 告 不 履 行 に よ る 告 発 件 数	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	件 数	処 未	分 済	履 未	行 済
												件 数	左 の 脱 税 額									
軽 油 引 取 税						千円																
	法144条の22 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	法144条の25 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	法144条の33第1項 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	法144条の33第2項 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	法144条の33第3項 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	法144条の41第1項 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	法144条の41第2項 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	その他の罪 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
	計 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																					
そ の 他 の 税																						
〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																						
合 計 〔 両罰規定による行為者に対するもの 〕																						

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	6,233	983
金 額	75,948 千円	4,291 千円

(2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
法 人 事 業 税	66	千円 685	58	千円 990	248	千円 19,472	372	千円 21,147
ゴルフ場利用税							0	0
軽油引取税							0	0
そ の 他	1	1	6	38			7	39
計	67	686	64	1,028	248	19,472	379	21,186

17 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
税収入	予 算 額 (イ)	145,305,405	144,586,888	152,067,039	146,448,240	146,755,066	
	調 定 額 (ロ)	147,671,560	148,191,472	153,932,428	148,198,735	148,628,491	
	収 入 額 (ハ)	145,874,817	146,191,197	152,435,844	146,864,644	147,377,075	
徴 税 費	職 員 給	586,097	580,183	596,827	599,286	596,843	
	人 件 費	超 過 勤 務 手 当	26,876	22,161	23,349	26,734	22,748
		税 務 特 別 手 当	1,078	842	740	742	803
		そ の 他 の 手 当	290,645	293,583	294,507	297,862	294,873
	小 計	318,599	316,586	318,596	325,338	318,424	
	そ の 他 の 人 件 費	207,647	217,047	205,218	207,762	204,161	
	計 A	1,112,343	1,113,816	1,120,641	1,132,386	1,119,428	
	旅 費 B	6,245	1,902	1,983	3,781	5,706	
	需 用 費	需 用 費	64,829	61,642	63,648	63,997	68,087
		通 信 運 搬 費	53,662	51,003	50,653	50,417	51,329
備 品 購 入 費		201	186	150	291	467	
そ の 他		45,142	44,020	47,491	58,303	76,715	
計 C	163,834	156,851	161,942	173,008	196,598		
徴 収 取 扱 費 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,888,143	1,893,613	1,885,591	1,864,128	1,859,630	
	内 訳	納 税 義 務 者 数 分	1,822,039	1,826,874	1,815,324	1,794,856	1,791,245
		払 込 金 額 分	455	391	444	421	236
		そ の 他	65,649	66,348	69,823	68,851	68,149
	地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	90,902	87,076	81,316	70,882	69,414	
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,791	2,699	2,714	2,681	2,655	
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	343,131	328,472	327,205	337,076	329,206	
	内 訳	特 別 地 方 消 費 税					
		ゴ ル フ 場 利 用 税	343,131	328,472	327,205	337,076	329,206
	そ の 他	2,196	2,130	1,930	2,066	2,141	
計 D	2,327,163	2,313,990	2,298,756	2,276,833	2,263,046		
合 計 (ニ)	3,609,585	3,586,559	3,583,322	3,586,008	3,584,778		

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	%	%	%	%	%	
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(ニ)}{(イ)}$	2.48	2.48	2.36	2.45	2.44
	対 調 定 額 $\frac{(ニ)}{(ロ)}$	2.44	2.42	2.33	2.42	2.41
	対 収 入 額 $\frac{(ニ)}{(ハ)}$	2.47	2.45	2.35	2.44	2.43
徴税吏員等数	吏 員 (ホ)	169	166	171	171	170
	会計年度任用職員等	10	10	9	9	12
徴税吏員1人当たり徴税額	$\frac{(ハ)}{(ホ)}$ 千円	863,165	880,670	891,438	858,858	866,924
徴税吏員1人 当たり徴税費	人 件 費 (含旅費) $\frac{A+B}{(ホ)}$	6,619	6,721	6,565	6,644	6,618
	物 件 費 (含徴収取扱費等) $\frac{C+D}{(ホ)}$	14,740	14,885	14,390	14,327	14,468
	計 $\frac{(ニ)}{(ホ)}$	21,358	21,606	20,955	20,971	21,087
県 税 部 等 数	6	6	6	6	6	

- (注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、会計年度任用職員等については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。
2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。
3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び会計年度任用職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 税務機構に関する調

事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等
本 庁	17	1	3		1		1		22	1
事 務 所 等	24		54	2	15	1	55	8	148	11
計	41	1	57	2	16	1	56	8	170	12